

○長崎市附属機関に関する条例（抄）

昭和28年10月 6 日

条例第42号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律、政令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平27条例18・全改）

（設置）

第2条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）は、別表第1のとおり附属機関を設置する。

2 前項に規定するものを除くほか、執行機関等は、必要に応じて、別表第2に掲げる類型の附属機関を設置する。

（平27条例18・追加、平27条例40・平28条例6・一部改正）

（委任）

第3条 附属機関の組織、運営、報酬及び費用弁償の額その他必要な事項は、別に定めがあるものを除くほか、附属機関の属する執行機関等が定める。

（平27条例18・旧第2条繰下・一部改正）

別表第1（第2条関係）

（平27条例18・全改・一部改正、平27条例27・一部改正、平27条例40・旧別表・一部改正、平28条例6・一部改正）

| 附属機関の属する執行機関等 | 名称         | 担当事務                        |
|---------------|------------|-----------------------------|
| 市長            | 長崎市文化振興審議会 | 本市の文化振興に関する重要事項の調査審議に関すること。 |





○長崎市文化振興審議会規則

平成27年3月27日

規則第36号

改正 平成28年3月31日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）第3条の規定に基づき、長崎市文化振興審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 芸術文化活動団体を代表する者
- (2) 芸術文化に関し優れた識見を有する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市民

3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(平28規則33・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 審議会に副会長1人を置き、会長の指名によりこれを定める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化観光部文化振興課において処理する。

(平28規則33・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 公募の方法による委員の選任に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成28年3月31日規則第33号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。



# 基本計画編

- 1 第四次総合計画の施策体系図(基本構想・後期基本計画)
- 2 基本計画の構成と見方
- 3 基本計画





# 1 第四次総合計画の施策体系図 (基本構想・後期基本計画)

長崎市第四次総合計画は、長崎市の将来の都市像とその実現のために必要な施策を掲げています。

基本構想では、10年間(平成23～32年度)においてめざす将来の都市像、まちづくりの基本姿勢、重点テーマやまちづくりの方針を定めています。

後期基本計画では、後半の5年間(平成28～32年度)において、将来の都市像を実現するために取り組む施策をわかりやすく体系づけています。

【将来の都市像】

個性輝く**世界都市**

希望あふれる**人間都市**

【まちづくりの基本姿勢】

つながりと**創造**で  
新しい長崎へ



まちづくり

**A** 私たちは「住だれもが訪れ

**B** 私たちは「平  
つくるまち」を

**C** 私たちは  
「活力に満ち、  
をめざします

**D** 私たちは  
「環境と調和す  
をめざします

**E** 私たちは  
「安全・安心で  
をめざします

**F** 私たちは  
「人にやさしく、  
住み続けられ

**G** 私たちは「豊か  
をめざします

**H** 基本構想の推



## の方針(8項目)

む人が誇り、  
たいまち」をめざします

和を願い、求め、  
めざします

発展し続けるまち」

る潤いのあるまち」

快適に暮らせるまち」

地域でいきいきと  
るまち」をめざします

な心を育むまち」

進(つながる+創造する)

## 後期基本計画の基本施策(43項目)

- A1 歴史・文化遺産を守り、活かし、伝えます  
A2 まちなみ、自然を活かし、まちの質を高めます  
A3 交流のための都市機能を高め、交流を促進し、賑わいを創出します  
A4 国際性を豊かにします

- B1 被爆の実相を継承します  
B2 核兵器廃絶の世論を喚起し、平和な世界を創造します

- C1 交流を活かした地場企業の活性化と域内経済の循環を促します  
C2 域外経済への進出を加速します  
C3 地場企業の経営資源を強化します  
C4 新しい企業・新しい産業を創造・育成します  
C5 農林業に新しい活力を生み出します  
C6 水産業で長崎の強みを活かします  
C7 地元農水産物を活かして食関連産業を活性化します

- D1 持続可能な低炭素社会を実現します  
D2 循環型社会の形成を推進します  
D3 良好な生活環境を確保します  
D4 人と自然が共生する環境をつくります  
D5 環境行動を実践します

- E1 災害に強いまちづくりを進めます  
E2 消防体制を強化します  
E3 犯罪のない地域づくりを進めます  
E4 安心できる消費生活環境をつくります  
E5 暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します  
E6 安全・安心な居住環境をつくります  
E7 道路・交通の円滑化を図ります  
E8 安全・安心で快適な公共空間をつくります  
E9 安全・安心な水を安定して供給します

- F1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画する社会を実現します  
F2 高齢者が暮らしやすい地域づくりを進めます  
F3 障害者が暮らしやすいまちづくりを進めます  
F4 安心して子どもを生み育て、子どもの健やかな育ちを図ります  
F5 原爆被爆者の援護を充実します  
F6 暮らしのセーフティネットを充実します  
F7 自らすすめる健康づくりを推進します  
F8 安心できる衛生環境を確保します  
F9 安心できる医療環境の充実を図ります

- G1 次代を生きぬく子どもを育みます  
G2 だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります  
G3 スポーツ・レクリエーションの振興を図ります  
G4 文化芸術あふれる暮らしを創出します

- H1 市民が主役のまちづくりを進めます  
H2 つながりあう地域社会をつくります  
H3 市民に信頼される市役所にします



## 2 基本計画の構成と見方

### 基本施策

まちづくりの方針に基づいた基本施策を記載しています。

### D5 基本施策 環境行動を実践します

個別施策

D5-1 環境教育・学習を推進します

D5-2 環境行動を促します

### 個別施策

基本施策の方向性に基づいた個別の施策を記載しています。

### 5年後にめざす姿

基本施策を推進することにより、何(だれ)がどのような状態(姿)になっているかを記載しています。

### 施策の方向性

基本施策の方向性を要約するタイトルを付しています。個別施策と概ね連動しています。

### 現状・課題

基本施策を取り巻く現状やめざす姿を実現するために解決しなければならない課題を記載しています。

### 成果指標

めざす姿の状態を客観的な数値で表わすための指標を記載しています。

### D5 基本施策 環境行動を実践します

基本施策主管課：環境政策課

#### 5年後にめざす姿

対象  
市民・事業者・行政等、すべての主体が

意図  
自ら環境について学び、あらゆる場所で環境行動を実践している。

#### 1 環境教育・学習の推進

現状

今日の広範多岐にわたる環境問題の多くは、人々の日常生活や事業活動に伴う環境負荷が大きな影響を及ぼしています。

課題

子どもから大人までの幅広い年齢層に応じた環境教育・学習の実施内容を更に充実させる必要があります。幼少期においては、特に、五感を通して学ぶ体験型環境学習の重要性が増しています。

基本方針

●環境教育・学習の充実を図り、持続可能な社会の実現に貢献する人づくりを進めます。

#### 2 環境保全活動への参加促進と支援

現状

近年、市民の環境問題に対する関心や意識が高まりを見せ、環境保全活動に取り組む事業所や\*エコライフを実践する家庭が増えています。

課題

地球環境問題をはじめとする環境問題に適切に対応するため、市民・事業者・行政等、すべての主体が目標を共有し、それぞれの役割と責任のもと協働で取り組むとともに、協働の輪を広げることが必要です。市民や事業者等による環境保全活動を更に推進するためには、関心を行動につなげるための取組みが必要です。

基本方針

●環境保全活動への参加を促進します。  
●環境保全活動を支援します。



河川清掃

### 基本方針

課題を踏まえた取組みに関する基本的な考え方を記載しています。

### 指標の説明

- ① 指標の説明
- ② 指標とした理由
- ③ 実績値の把握方法
- ④ 目標値設定の考え方

### 目標値

5年後(平成32年度)の目標値を記載しています。

### 用語解説

ページ内にある\*を付した用語の解説を記載しています。

| 成果指標          | 直近値               | 目標値               | 指標の説明                                                                                                                                                                           |
|---------------|-------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境保全活動団体メンバー数 | 27,275人<br>(26年度) | 50,000人<br>(32年度) | ① 環境の保全を目的とする団体のメンバー数。<br>② メンバーが増加することで、環境行動に取り組んでいる市民が増加すると考えられるため。<br>③ 継続的な環境保全活動に取り組む団体メンバー数により把握する。<br>④ 長崎市地球温暖化対策実行計画の重点アクションプログラムにおける27年度目標値(40,000人)から、毎年2,000人増を目指す。 |

\*エコライフ

地球環境への負荷が少ない地球にやさしい生活スタイルのこと。市独自の取組みとして、環境行動を実践するためのきっかけづくりのイベントである「ながさきエコライフフェスタ」、フェスタ当日から1週間、市民が家庭や職場等から環境行動を実践する取組みとして「ながさきエコライフウィーク」、継続的な環境行動の実践として市民ネットワーク「ながさきエコネット」がある。この3つの取組みを「ながさきエコライフ」の取組みという。

000



## 5年後にめざす姿

個別施策を推進することにより、何(だれ)がどのような状態(姿)になっているかを記載しています。

## D5-1 環境教育・学習を推進します

個別施策主管課：環境政策課

## 5年後にめざす姿

| 対象                 | 意図                 |
|--------------------|--------------------|
| 市民・事業者・行政等、すべての主体が | 世代を超えて環境学習へ参加している。 |

## 取組方針 1 環境を学ぶ仕組みの整備

- 市民が環境について学ぶきっかけづくりのため、環境に関する講座や体験学習、環境イベント等の充実を図ります。
- 幅広い年代が環境について学ぶことができるよう、世代に応じた環境教育メニューを提供します。

## 取組方針 2 環境を育む人づくり

- 市民自らが取り組む環境活動を継続するため、地域の環境教育・学習を先導・支援する人材を育成します。
- 将来の環境活動を担うリーダーを育成するため、環境問題に対する正しい理解と実践力を育てます。

## 取組方針 3 環境情報の共有化

- 長崎市の環境に関する現状を知ってもらうため、ホームページや<sup>\*</sup>環境に関する年次報告書(長崎市環境白書)等により、環境に関する情報を提供します。

## 取組みの方向性

個別施策の取組みの方向性を要約するタイトルを付しています。

## 取組方針

個別施策のめざす姿を実現するために行う取組に関する具体的な方針を記載しています。

## 関連する計画等

個別施策に関連する長崎市の条例や計画を記載しています。

- 【関連する計画等】
- 長崎市環境基本条例
  - 長崎市第二次環境基本計画

| 成果指標        | 直近値               | 目標値               | 指標の説明                                                                                                                                                         |
|-------------|-------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境学習等への参加者数 | 25,202人<br>(26年度) | 27,500人<br>(32年度) | ① 市内で開催される環境学習等への参加者数。<br>② 参加者が増加することで、環境について学んだ市民が増加すると考えられるため。<br>③ 継続して把握可能な親子環境教室や出前講座、施設見学、収穫体験等の参加者を合算して把握する。<br>④ 過去5年間の増加率を維持することとし、直近値から約9%増を目標とする。 |



エネルギー工作教室



親子環境教室(川の生きもの観察会)

<sup>\*</sup>環境に関する年次報告書(長崎市環境白書)  
環境の状況と環境の保全・創出に関する施策についての年次報告書。長崎市環境基本条例で作成し公表することが規定されている。









まちづくりの方針

## 私たちは「豊かな心を育むまち」をめざします

### G1

基本施策

#### 次代を生きぬく子どもを育みます

個別施策

G1-1

確かな学力の向上を図ります

G1-2

健やかな心と体を育成します

G1-3

学校・家庭・地域の連携による教育の充実を図ります

G1-4

子どもが安全・安心に学べる教育環境を整備します

### G2

基本施策

#### だれもが生涯を通じて いきいきと学べる社会をつくれます

個別施策

G2-1

学習に取り組める場と機会の充実を図ります

G2-2

能力や経験が社会に活かされる仕組みをつくれます

### G3

基本施策

#### スポーツ・レクリエーションの振興を図ります

個別施策

G3-1

スポーツ・レクリエーションを普及促進します

G3-2

競技スポーツを強化します

### G4

基本施策

#### 芸術文化あふれる暮らしを創出します

個別施策

G4-1

芸術文化に触れる機会を創出します

G4-2

市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります



# G1 次代を生きぬく子どもを育みます

基本施策主管課：学校教育課

5年後に  
めざす姿

対 象

子どもが

意 図

将来の夢や希望を自らの言葉で語り、  
実現に向けて努力している。

## 1 知・徳・体の調和

現 状

- 子どもを取り巻く社会環境が大きく変化しています。

課 題

- 変化の激しい社会を生きぬくためには、知・徳・体のバランスがとれた生きる力が必要です。

基本方針

- 知・徳・体のバランスがとれた生きる力を育みます。

## 2 学力の向上

現 状

- 基礎的な知識や技能と、自ら考え、判断し、表現する学力の二極化が見られます。

課 題

- 小学校低学年から基礎的な学力が身につけていない児童もあり、学力に大きな差があります。

基本方針

- 個々の子どもに応じたきめ細やかな指導や、時代の要請に対応した教育活動の推進に努めます。

## 3 心と体の育成

現 状

- 基本的生活習慣や基礎体力が備わっていない子どもが増加しています。

課 題

- 基本的生活習慣や基礎体力は、学校と家庭が連携して身に付けさせる必要があります。

基本方針

- 基本的生活習慣や基礎体力の定着を深めるため、学校と家庭との連携に努めます。

現 状

- 生徒指導上の課題のある子どもや、特別な支援を必要とする子どもが増加しています。

課 題

- 規範意識及びいのちを大切にする教育を行うとともに、個に応じた支援を行う必要があります。

基本方針

- 個の特性に応じた支援の充実に努めます。
- 自律・思いやり・感動・豊かな心を育てるための体験活動や読書の推進に努めます。
- 幼保小、小中、中高の連携の推進に努めます。



## 4 学校・家庭・地域の連携

### 現状

- 地域における青少年の健全育成の活動へ参加、協力する人が減少しています。

### 課題

- 子どもの豊かな成長のため、学校・家庭・地域が総がかりとなって連携を図る必要があります。

### 基本方針

- 地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、家庭及び関係機関との連携に努めます。
- 子ども同士の交流や、子どもと地域住民との交流の機会づくりを進めます。

## 5 安全・安心な教育環境整備の推進

### 現状

- 少子化の進展に伴い、児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進むと同時に施設の老朽化も進んでいます。

### 課題

- 子どもが安全・安心な学校生活を送れるよう、全市的な視野で、施設の改修、学校の適正規模化を行う必要があります。

### 基本方針

- 老朽化した施設等の改築・改修を計画的に行います。
- 児童生徒数に応じた学校の適正規模化を図ります。
- 子どもが安心して学校生活を送ることができるような支援を行います。

| 成果指標                          | 直近値             | 目標値             | 指標の説明                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 夢や目標を持っている小中学生の割合             | 78.5%<br>(27年度) | 83.5%<br>(32年度) | ① *全国学力・学習状況調査で、「夢や目標を持っている」と答えた小中学生の割合。<br>② 全国調査であり、市の小中学生の夢や希望に対する傾向を分析できると考えられるため。<br>③ 文部科学省から提供される調査結果により把握する。<br>④ 過去5年間の実績値の平均を上回ることを目標とし、直近値から5ポイント増を目標とする。                                          |
| 自分によいところがあると思う小中学生の割合         | 74.8%<br>(27年度) | 79.8%<br>(32年度) | ① 全国学力・学習状況調査で、「自分には、よいところがあると思う」と答えた小中学生の割合。<br>② 全国調査であり、夢や希望を持つためには自分のよさを自覚しておくことが大切であることから、市の小中学生の自己肯定感の傾向として分析できると考えられるため。<br>③ 文部科学省から提供される調査結果により把握する。<br>④ 過去5年間の実績値の平均を上回ることを目標とし、直近値から5ポイント増を目標とする。 |
| 難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している小中学生の割合 | 71.4%<br>(27年度) | 76.4%<br>(32年度) | ① 全国学力・学習状況調査で、「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している」と答えた小中学生の割合。<br>② 全国調査であり、夢や希望を持ち実現に向けて努力している市の小中学生の傾向を分析できると考えられるため。<br>③ 文部科学省から提供される調査結果により把握する。<br>④ 過去5年間の実績値の平均を上回ることとし、直近値から5ポイント増を目標とする。                       |

#### \*全国学力・学習状況調査

文部科学省による学力や学習状況に関する調査。小学6年生と中学3年生を対象に、国語と算数・数学の知識力と知識活用力の調査、学校や児童生徒への質問紙調査が悉皆で行われる。



## G1-1 確かな学力の向上を図ります

個別施策主管課：学校教育課

### 5年後に めざす姿

対 象

子どもが

意 図

自ら考え、表現できる確かな学力を身に付けている。

#### 取組方針 1 言語活動の充実

- 子どもの思考力、判断力、表現力を育むため、各教科等の指導において、子どもの主体的・協働的な学習活動（アクティブ・ラーニング）の充実をすすめ、言語活動の充実に努めます。

#### 取組方針 2 \*ICT機器の活用推進

- わかる授業を実現するため、コンピューターや情報通信ネットワーク等の情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の適切な活用を図ります。

#### 取組方針 3 環境教育の充実

- 持続可能な社会づくりに貢献できるよう、環境問題に対する正しい理解と実践力を育てる環境教育の充実に努めます。

#### 取組方針 4 学習支援の充実

- 確かな学力の定着を促すため、各学校の授業に教員志望の大学生や教職経験者等をサポーターとして活用するなどの学習支援を行います。

#### 取組方針 5 英語教育の充実

- 国際化社会にふさわしい子どもを育むため、互いの気持ちを英語で伝え合うコミュニケーション能力を養うなど、小・中学校の英語教育の充実を図ります。

| 成果指標                         | 直 近 値           | 目 標 値           | 指標の説明                                                                                                                                                                  |
|------------------------------|-----------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全国学力・学習状況調査の市平均正答率と全国平均正答率の差 | -0.8<br>(27年度)  | +1.0<br>(32年度)  | ① 全国学力・学習状況調査における国語A・B、算数・数学A・Bの全項目の正答率の市平均と、全国平均との差。<br>② 全国調査であり、市の小中学生の学力の傾向を分析できると考えられるため。<br>③ 文部科学省から提供される調査結果により把握する。<br>④ 全国平均を上回ることを目標とする。                    |
| 県下一斉実施の英語科基礎学力調査の市平均点と県平均点の差 | -1.2<br>(27年度)  | +1.0<br>(32年度)  | ① 中学3年生が参加する英語科基礎学力調査の市平均点と県全体の平均点の差。<br>② 基礎学力調査において、県の平均点を上回ること、市の中学生の英語の実力が向上したと考えられるため。<br>③ 市と県の平均点により把握する。<br>④ 県平均を上回ることを目標とする。                                 |
| ICTを活用して、学習意欲が高まった小中学生の割合    | 68.0%<br>(27年度) | 80.0%<br>(32年度) | ① ICTを活用して、「学習意欲が高まった」と答えた小中学生の割合。<br>② ICTを活用することにより、学力の3要素の一つである学習意欲が高まることで、学力向上が図られると考えられるため。<br>③ ICT活用調査により把握する。<br>④ 文部科学省の情報活用能力調査結果（27年3月）の平均値77%を上回ることを目標とする。 |

#### 【関連する計画等】

○第3次長崎市教育振興基本計画 ○長崎市第二次環境基本計画

#### \*ICT

情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称。我が国が抱える様々な課題（少子化・高齢化、医師不足、協働教育の実現、地域経済の活性化等）に対応するため、ICTの利活用は必要不可欠なものになっている。



ICT（タブレット）の活用



小学校外国語の学習



## G1-2 健やかな心と体を育成します

個別施策主管課：学校教育課

5年後に  
めざす姿

| 対 象  | 意 図                                  |
|------|--------------------------------------|
| 子どもが | やさしく、たくましく生きるための<br>豊かな心や体力を身に付けている。 |

### 取組方針 1 様々な体験活動の充実

- ふるさと長崎を実感し豊かな心を育むため、自然と触れ合う体験やボランティア活動をはじめとした社会奉仕体験、幼稚園や保育所等での職場体験、本物の芸術や伝統文化に触れる体験等、様々な体験活動の充実を図ります。

### 取組方針 2 平和教育・人権教育の推進

- 被爆の実相を継承し、平和について発信する子どもを育むため、平和教育を推進します。
- だれもが好ましい人間関係を保つため、\*いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止・早期発見、いじめに対する処置に努めます。
- 人権に対する正しい理解や認識を育て、自他の人権を尊重する子どもを育むため、人権教育の充実に努めます。

### 取組方針 3 読書活動の推進

- 子どもが読書に親しみ、豊かな感性や情操を育むよう、読書活動を推進します。
- 木の温もりがあり、親しみやすい学校図書館づくりを推進します。

### 取組方針 4 道德教育の推進

- 子どもが自分自身や未来をしっかり見つめ、命を大切に、人間として共によりよく生きるうえで必要な道德性を主体的に身に付けていくことができるよう、学校教育活動全体を通じて道德教育の推進を図ります。

### 取組方針 5 基本的な生活習慣の定着推進

- 豊かな心と健康な体を育むため、その土台となる基本的な生活習慣の定着推進を図ります。
- 生涯を通じてたくましく生きるための健やかな体づくりのため、運動習慣の確立と、健康教育や食育の推進を図ります。

### 取組方針 6 特別な支援を要する子どもや保護者への相談体制の充実

- 発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、支援体制の構築をめざします。
- 子どもの人格のよりよい発達をめざし、好ましい人間関係を育み、生活に適應させ、自己理解を深めさせる教育相談体制の充実を図ります。
- いじめ・不登校・その他の問題を抱える子どもや保護者の相談・支援の充実に向けて、関係機関との連携を一層図ります。

### 取組方針 7 幼児期教育の充実

- 就学前児童のよりよい育ちの実現に向けて、幼児期の教育の充実や保護者の子育て力の向上に努めます。

\*いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法に基づき、国・地方公共団体・学校が、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した方針。



| 成果指標                                       | 直近値             | 目標値             | 指標の説明                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------|-----------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平和の大切さを自ら発信しようと思う小中学生の割合                   | 92.9%<br>(26年度) | 95.0%<br>(32年度) | ① *学校評価報告書における「平和の大切さを自ら発信しようと思う」と答えた小中学生の割合。<br>② 市の小・中学校すべてに調査するものであり、小中学生の平和に対する意識を分析できると考えられるため。<br>③ 学校から提出される調査結果により把握する。<br>④ 直近値を上回ることを目標とし、直近値から2ポイント増を目標とする。 |
| 読書が好きな小中学生の割合                              | 72.8%<br>(27年度) | 77.8%<br>(32年度) | ① 全国学力・学習状況調査で、「読書は好きだ」と答えた小中学生の割合。<br>② 全国調査であり、市の小中学生の読書に対する意識を分析できると考えられるため。<br>③ 文部科学省から提供される調査結果により把握する。<br>④ 過去5年間の実績値の平均を上回ることを目標とし、直近値から5ポイント増を目標とする。          |
| *全国体力・運動能力、運動習慣等調査における、市の体力合計点と全国の体力合計点との差 | -2.3<br>(26年度)  | +0.5<br>(32年度)  | ① 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における市の体力合計点と全国の体力合計点の差。<br>② 全国調査であり、市の小中学生の体力の傾向を分析できると考えられるため。<br>③ 文部科学省から提供される調査結果により把握する。<br>④ 全国平均を上回ることを目標とする。                               |

【関連する計画等】

- 第3次長崎市教育振興基本計画
- 第2次長崎市子ども読書活動推進計画
- 第2次長崎市食育推進計画



体力向上プラン事業



魚さばき体験

\*学校評価報告書

長崎市教育振興基本計画と各学校の教育活動の関連性を明確にするため、施策の柱に基づいて各小・中学校共通の評価項目を設定し、調査している。

\*全国体力・運動能力、運動習慣等調査

文部科学省による体力や運動習慣・生活習慣・食習慣等に関する調査。小学5年生と中学2年生を対象に、8種類の体力テストが行われる。



## G1-3 学校・家庭・地域の連携による教育の充実を図ります

個別施策主管課：学校教育課

5年後に  
めざす姿

対 象

子どもが

意 図

社会全体の連携によって、健やかに育っている。

### 取組方針 1 地域の大人の連携強化

- 子どもの健全育成のため、地域のなかで子どもに関わるすべての大人の連携を強化します。
- 学校と地域が一体となって子どもを育むため、授業や催しに保護者や地域住民がゲストティーチャーやボランティアとして協力するなど、学校行事と地域行事の連携を図ります。

### 取組方針 2 学校公開の推進

- 学校への理解と協力を深めるため、日常的な学校公開を推進し、多くの保護者や地域住民に学校を参観してもらう場を増やします。

### 取組方針 3 学習支援の充実

- 子どもの基本的な学習習慣の定着を促すため、長崎寺子屋事業として、各学校で放課後等(土日を含む)に地域の大人や教員志望の大学生等による学習支援活動を推進します。

### 取組方針 4 幼保小、小中、中高の連携推進

- 幼稚園・保育所・認定こども園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校へのスムーズな移行を図るため、異校種間の交流や連携、研究、引継ぎを推進します。

### 取組方針 5 情報モラル教育の推進

- インターネット上の有害情報や危険性から子どもを守るため、児童生徒により一層情報モラル教育を進めるとともに、保護者や地域と協力してスマートフォン等の情報端末機の使い方のルールを定着させます。

### 取組方針 6 ファミリープログラムの推進

- 家庭教育の充実を図るため、「子育て」について親同士が少人数で語り合い、互いに学び合う「ファミリープログラム」を推進します。

### 取組方針 7 教育課題に対応した教員研修の充実

- 教職員としての使命感・倫理観、多様なニーズに適切に対応できる指導力等を向上させるため、教職員の研修を充実します。

| 成果指標                                                     | 直近値             | 目標値             | 指標の説明                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校の授業に<br>地域住民が参加した<br>学校の割合                             | 67.3%<br>(26年度) | 100%<br>(32年度)  | ① 小・中学校のうち、授業に地域住民がゲストティーチャーとして参加した学校の割合。<br>② 地域住民等が授業に参加することで、小中学生は親しみを抱き、身近な体験学習ができるとともに、学校・家庭・地域で一体となった子どもの育成ができると考えられるため。<br>③ *学校運営調査により把握する。<br>④ すべての学校で実施することを目標とする。                                                    |
| スマートフォン等の<br>通信端末機の使用<br>について親子で<br>ルールを決めている<br>小中学生の割合 | 59.3%<br>(27年度) | 95.0%<br>(32年度) | ① スマートフォン等の通信端末機の使用について親子でフィルタリングを設定したり、使用ルールを決めたりしている小中学生の割合。<br>② 学校や家庭の取組みを進めることで、社会全体でインターネットによる犯罪やトラブルから小中学生を守ることにつながると思われるため。<br>③ *携帯電話利用状況調査により把握する。<br>④ 市PTA連合会が独自のメディア利用の共通ルールを作成しており、学校と家庭が協力して、直近値から約35ポイント増を目標とする。 |

【関連する計画等】

○第3次長崎市教育振興基本計画

\*学校運営調査

学校における様々な教育活動に関する実態を調査し、長崎県及び長崎市の教育施策の基礎資料としている。

\*携帯電話利用状況調査

小中学生の携帯電話の所持率、フィルタリング実施率、学校でのルール作り等、携帯電話に関する現状を把握するための調査。長崎県の調査に長崎市独自の質問を加えて実施している。

序  
論

後  
期  
基  
本  
計  
画

A

B

C

D

E

F

G

H

関  
連  
資  
料



## G1-4 子どもが安全・安心に学べる教育環境を整備します

個別施策主管課：施設課

5年後に  
めざす姿

対 象

子どもが

意 図

安全で安心な学校生活を送っている。

### 取組方針 1 教育環境整備の推進

- 子どもが安全・安心に学べる教育環境を整えるため、計画的な施設の維持・管理を進めます。
- 子どもの減少に伴い、学習・生活両面の教育効果を高めるため、学校の適正規模の確保に努めます。

### 取組方針 2 学校における子どもの安全確保の充実

- 通学時を含め、学校における子どもの安全を確保するため、学校における危機管理マニュアルの充実等を図ります。

### 取組方針 3 就学に必要な援助の実施

- 経済的理由により就学が困難となる児童生徒の保護者に対し、必要経費の援助を行います。

| 成果指標                        | 直近値             | 目標値             | 指標の説明                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校は児童生徒の安全に気を配っていると思う保護者の割合 | 90.3%<br>(26年度) | 95.0%<br>(32年度) | ① 学校評価報告書で、「学校は児童生徒の安全に気を配っている」と答えた保護者の割合。<br>② 市の小・中学校すべてに調査するものであり、学校の安全への取組みを客観的に分析できると考えられるため。<br>③ 学校から提出される調査結果により把握する。<br>④ 過去5年間の実績値の平均を上回ることとし、直近値から5ポイント増を目標とする。                                               |
| 小・中学校トイレの洋式化率               | 24.8%<br>(26年度) | 44.6%<br>(32年度) | ① 洋式便器数の割合(統廃合や改築予定等の理由により整備しない学校を除く)。<br>② トイレを洋式化することにより、子どもたちが安心感を持って学校生活を送ることができると考えられるため。<br>③ 事業の進捗率により把握する。<br>④ 日常的に使うトイレにおける洋式便器数の割合を小学校は80%、中学校は50%を目標とする。なお、学校規模に対して子どもの数が減っている学校もあるため、総量に対して整備する割合は44.6%となる。 |

【関連する計画等】

○第3次長崎市教育振興基本計画



# だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくりま

基本施策主管課：生涯学習課

5年後に  
めざす姿

対 象

市民が

意 図

自ら学ぶとともに、学びを通して  
仲間づくり、地域づくりを行っている。

## 1 学習環境の整備・学習機会の充実

現 状

- 個人の価値観の多様化や高度情報化等の進展により、市民の学習要求や形態が多様化しています。

課 題

- 市民の学習要求や形態のニーズに応じた学習環境の整備を図る必要があります。

現 状

- 男性や若年層、子育て世代及び就労世代の公民館講座への参加が少ない状況にあります。

課 題

- 幅広い世代の学習機会を充実させる必要があります。

基本方針

- だれもが自由に学べる環境をめざし、市民のニーズに応じた学習環境の整備、学習機会の充実に努めます。

## 2 学びを通じた仲間づくり・地域づくり

現 状

- 地域における人と人との社会的つながりが希薄化している傾向にあります。

課 題

- 地域の歴史・文化・自然等の学びを通して地域に対する興味・関心を高め、コミュニティ意識の醸成につなげる必要があります。

現 状

- 社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むため、学ぶべき課題が多くあります。

課 題

- だれもがいきいきと暮らしていくため、現代的課題・地域課題の解決に向けた取組を行う必要があります。

基本方針

- 現代的課題・地域課題の解決に向けた取組を支援し、学びを通じた地域コミュニティの活性化をめざします。



日吉自然の家 完成予定図



日吉自然の家 本館



## 現状

●市民の能力、講座や仕事等で習得した知識や技能が十分に活かされていない状況にあります。

## 課題

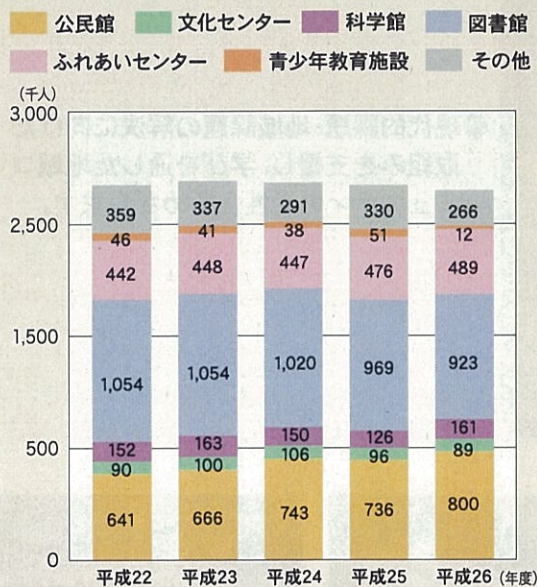
●市民の能力や経験を地域の中で活かしていくことは地域の活性化やまちづくりにつながるため、その仕組みを整備し、活用する必要があります。

## 基本方針

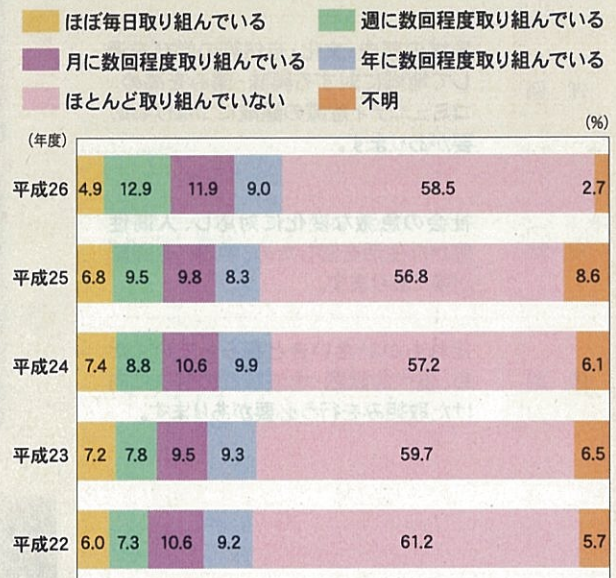
●市民が学習や仕事を通して習得した能力や経験を活用し、地域へ貢献できる仕組みを整備します。

| 成果指標                         | 直近値               | 目標値               | 指標の説明                                                                                                                                               |
|------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自らテーマをもって学習活動に取り組んでいる市民の割合   | 38.7%<br>(26年度)   | 43.0%<br>(32年度)   | ① 自らテーマをもって学習活動に取り組んでいる市民の割合。<br>② 市民の自主的な学習活動の取り組み状況を把握できる数値と考えられるため。<br>③ 市民意識調査により把握する。<br>④ 過去5年間の増加率を維持することとし、直近値から約4ポイント増を目標とする。              |
| 生涯学習施設等の利用者数                 | 2,740千人<br>(26年度) | 2,822千人<br>(32年度) | ① 市民が学ぶ場として利用している公民館、科学館、図書館等の延べ利用者数。<br>② 利用者が増えることで、施設の有効活用が図られていると考えられるため。<br>③ 各施設の延べ利用者数を集計し把握する。<br>④ 過去5年間の最も高い増加率を維持することとし、直近値から約3%増を目標とする。 |
| 学びを通して仲間づくり、地域づくりを行っている市民の割合 | -                 | -<br>(32年度)       | ① 学びを通して仲間づくり、地域づくりを行っている市民の割合。<br>② 割合が増えることで、学びを通して、仲間づくりや地域づくりに活かされていると考えられるため。<br>③ 市民意識調査により把握する。<br>④ 調査結果を考慮し、目標値を設定する。                      |

【生涯学習施設等の利用者数】



【自発的な学習活動に取り組んでいる市民の割合】





## G2-1 学習に取り組める場と機会の充実を図ります

個別施策主管課：生涯学習課

5年後に  
めざす姿

| 対 象 | 意 図                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------|
| 市民が | 身近な生涯学習施設で集い、交流するとともに、ライフステージに応じた学習プログラムや現代的課題・地域課題等を学んでいる。 |

### 取組方針 1 学習環境の整備と利用促進

- 市民が集い交流できる場づくりのため、公民館等のコミュニティ施設の利用促進を図るとともに、町立公民館（自治会集会所）、学校及びふれあいセンター等で行われる学習活動を支援します。
- 幅広い分野の学習活動が実施できるよう、施設や設備の充実を図ります。

### 取組方針 2 学習機会の充実とつながりづくり

- いつでも、どこでも、自由に選択できる学習の機会を提供するため、学習施設や内容の情報提供を拡充します。
- 個人のニーズに的確に対応できるよう、学習プログラムの充実を図ります。
- 共通する課題解決に向けたつながりづくりを支援するため、人権平和・消費生活等の現代的課題、地域課題等を学ぶ機会をつくります。



公民館講座



公民館講座



| 成果指標                                | 直近値               | 目標値               | 指標の説明                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公民館等の利用者数                           | 1,331千人<br>(26年度) | 1,460千人<br>(32年度) | ① 大型公民館、地区公民館、ふれあいセンター、文化センターの延べ利用者数。<br>② 利用者が増えることで、公民館等の身近な施設の有効活用が図られていると考えられるため。<br>③ 公民館等の延べ利用者数を集計し把握する。<br>④ 過去5年間の増加率を維持することとし、直近値から約10%増を目標とする。                               |
| 公民館等の講座や教室の参加者数                     | 92,145人<br>(26年度) | 98,000人<br>(32年度) | ① 公民館、科学館、日吉自然の家、市立図書館、ふれあいセンター等で実施される講座や教室の延べ参加者数。<br>② 参加者が増えることで、市民のニーズを反映した講座等の充実が図られていると考えられるため。<br>③ 講座等の延べ参加者数を集計し把握する。<br>④ 過去5年間の増加率を維持することとし、直近値から約6%増を目標とする。                 |
| 大型公民館における夜間、土日・休日に実施する公民館講座や教室の参加者数 | 10,268人<br>(26年度) | 11,700人<br>(32年度) | ① 大型公民館で夜間、土日・休日に実施する公民館講座や教室の延べ参加者数。<br>② 就労世代等が参加しやすい夜間、土日・休日に実施する公民館講座等の参加者が増えることで、これらの世代の学習機会の充実が図られていると考えられるため。<br>③ 講座等の延べ参加者数を集計し把握する。<br>④ 過去3年間の増加率を維持することとし、直近値から約14%増を目標とする。 |
| 公民館等で開催される講座の参加者のうち、満足した人の割合        | 93.7%<br>(26年度)   | 95.0%<br>(32年度)   | ① 公民館等で開催される講座に参加した人の満足度。<br>② 満足度が高まることで、講座内容が充実していると考えられるため。<br>③ 講座のアンケート結果を集計し把握する。<br>④ 直近値の高い数値を維持又はそれ以上を目標とする。                                                                   |
| ふれあいセンター等において実施された現代的課題・地域課題講座の件数   | 143件<br>(26年度)    | 260件<br>(32年度)    | ① ふれあいセンターや町立公民館等において実施された現代的課題・地域課題に関する講座の件数。<br>② 講座件数が増加することで、現代的課題・地域課題について学ぶ機会が増えていると考えられるため。<br>③ 講座の実績により把握する。<br>④ 新たな講座件数を見込み、直近値から約80%増を目標とする。                                |



## G2-2 能力や経験が社会に活かされる仕組みをつくります

個別施策主管課：生涯学習課

5年後に  
めざす姿

対 象

市民が

意 図

学びを通して習得した経験や能力を、  
地域の学習活動等に活かしている。

### 取組方針 1 人材を活用した地域の活性化

- 地域の活性化につなげるため、講座等を通じて習得した経験や能力をもとに活動している人材の把握や、地域の人材を地域における学習活動及びボランティア活動等に活かす仕組みを構築します。

| 成果指標                   | 直 近 値            | 目 標 値            | 指標の説明                                                                                                                                                            |
|------------------------|------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生涯学習に関する<br>*人材バンク登録者数 | 283人<br>(26年度)   | 305人<br>(32年度)   | ① 能力や経験を社会に活かすために公民館ボランティア等の人材バンクに登録している人の数。<br>② 登録者が増えることで、地域における学習活動等に活かすことのできる人材が増えていられると考えられるため。<br>③ 登録者数により把握する。<br>④ 過去3年間の増加率を維持することとし、直近値から約8%増を目標とする。 |
| 地域の学習活動等への<br>支援者数     | 3,004人<br>(26年度) | 3,600人<br>(32年度) | ① 講座や研修会等の講師やサポーターとして活動した人の延べ人数。<br>② 支援者が増えることにより、地域の学習活動等への支援体制の充実が図られていると考えられるため。<br>③ 関係部局等の延べ支援者数を集計し把握する。<br>④ 過去3年間の増加率を維持することとし、直近値から約20%増を目標とする。        |



講座開催時の保育ボランティア

#### \*人材バンク

能力や経験を有する人材を市民の学習活動に活かすため、講師やボランティアとして人材登録を行い、登録された人材の紹介や情報の提供を行う。

序  
論

後  
期  
基  
本  
計  
画

A

B

C

D

E

F

G

H

関  
連  
資  
料



# G3 スポーツ・レクリエーションの振興を図ります

基本施策主管課：スポーツ振興課

5年後に  
めざす姿

対 象

市民が

意 図

いつでも、どこでも、いつまでも  
スポーツ・レクリエーションに親しんでいる。

## 1 スポーツ・レクリエーションの普及促進

現 状

- 日頃から運動やスポーツを実施している市民の割合は、まだ少ない状況となっています。

課 題

- 市民の運動・スポーツへの興味・関心を高め、市民が気軽に運動やスポーツを実施できる環境を充実させる必要があります。

現 状

- 健康志向の高まりと相まって、スポーツ全般に対する市民ニーズの多様化が進展しています。

課 題

- 多様化する市民ニーズに応じた場所や機会を提供する必要があります。

基本方針

- 市民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツやレクリエーションに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するための環境整備に取り組みます。

## 2 競技力の向上

現 状

- 2020東京オリンピック・パラリンピックの開催控え、スポーツに対する関心がますます高まっています。

課 題

- 国体に向けて取り組んできたジュニア層の競技力向上対策事業を、国体後も継続して取り組む必要があります。

基本方針

- 市民のスポーツへの関心を高めるとともに、更なるスポーツの振興をめざし、国際大会・全国大会で活躍できる選手や指導者の育成・強化に努めます。

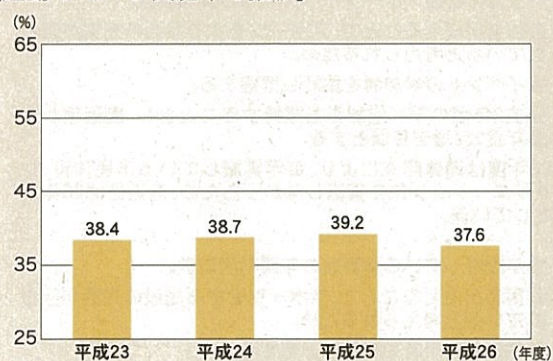


長崎ベイサイドマラソン&amp;ウォーク

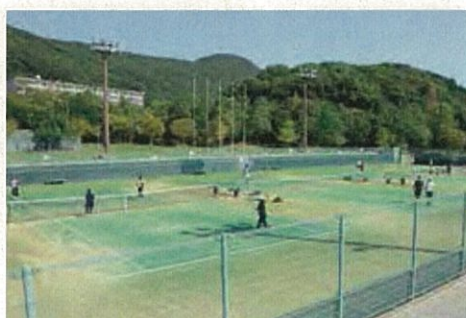
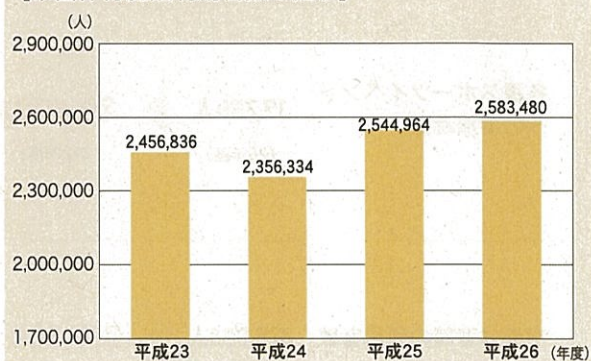


| 成果指標          | 直近値                  | 目標値                  | 指標の説明                                                                                                                                                                                                 |
|---------------|----------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運動・スポーツ実施率    | 37.6%<br>(26年度)      | 65.0%<br>(32年度)      | ① 成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率。<br>② 健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、ライフスタイルに応じた運動やスポーツの習慣が必要であるため。<br>③ 市民意識調査により把握する。<br>④ 国の「スポーツ基本計画」において、3人のうち2人が週1回以上運動やスポーツを実施していることが、生涯スポーツ社会の実現が図られている基準として示されているため、65.0%を目標とする。 |
| 市営スポーツ施設の利用者数 | 2,583,480人<br>(26年度) | 2,860,000人<br>(32年度) | ① 市が設置しているスポーツ施設(学校体育施設含む。)の年間利用者数。<br>② 利用者が増えることで、スポーツをする施設の充実が図られていると考えられるため。<br>③ 各施設の利用者を集計し把握する。<br>④ 過去5年間の平均増加率を維持することとし、直近値から毎年度1.7%増を目標とする。                                                 |

【運動・スポーツ実施率の推移】



【市営体育施設利用者数の推移】



スポーツ施設の利用



## G3-1 スポーツ・レクリエーションを普及促進します

個別施策主管課：スポーツ振興課

5年後に  
めざす姿

対 象

市民が

意 図

日頃から自分に適したスポーツや  
レクリエーションに親しんでいる。

### 取組方針 1 スポーツ・レクリエーションの振興

- 市民がスポーツに関心を持ち、定期的にスポーツに親しむことができるよう、「する・みる・支える」スポーツの振興を図るとともに、地域における人材・団体を育成します。

### 取組方針 2 スポーツに関する情報発信

- 市民ニーズに確実に対応するため、スポーツ関連情報を広く提供します。

| 成果指標             | 直 近 値              | 目 標 値              | 指標の説明                                                                                                                                                                                                      |
|------------------|--------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各種スポーツイベントへの参加者数 | 17,759人<br>(25年度)  | 20,400人<br>(32年度)  | ① 市主催の各種スポーツイベントへの参加者数。<br>② 参加者が増えることで、スポーツをする機会の充実が図られていると考えられるため。<br>③ 各イベントの参加者を集計し把握する。<br>④ 過去2年間の平均増加率を維持することとし、直近値から毎年度2%増を目標とする。<br>※26年度は国体開催により、毎年実施している市民体育・レクリエーション祭を実施しなかったため、直近値は25年度としている。 |
| 市営体育館の利用者数       | 378,983人<br>(26年度) | 397,000人<br>(32年度) | ① 市が設置している体育館の年間利用者数。<br>② 利用者が増えることで、スポーツをする施設の充実が図られていると考えられるため。<br>③ 各施設の利用者を集計し把握する。<br>④ 過去5年間の平均増加率を維持することとし、直近値から毎年度0.8%増を目標とする。                                                                    |
| 学校体育施設の利用者数      | 557,424人<br>(26年度) | 571,000人<br>(32年度) | ① 市立小中学校の体育施設の年間利用者数。<br>② 利用者が増えることで、スポーツをする施設の充実が図られていると考えられるため。<br>③ 各施設の利用者を集計し把握する。<br>④ 過去5年間の平均増加率を維持することとし、直近値から毎年度0.4%増を目標とする。                                                                    |

【関連する計画等】

○長崎市スポーツ推進計画



市民体育・レクリエーション祭



## G3-2 競技スポーツを強化します

個別施策主管課：スポーツ振興課

5年後に  
めざす姿

対 象

市民が

意 図

競技スポーツにおいて、高い競争力を発揮している。

### 取組方針 1 競技力の向上

- 全国大会や国際大会で優秀な成績を収めることができる選手・団体を育成するため、競技団体と連携し、競技者の競技力向上や指導者の資質向上に努めます。

| 成果指標                           | 直近値             | 目標値             | 指標の説明                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国民体育大会に出場する長崎県選手団における長崎市出身者の割合 | 33.9%<br>(26年度) | 38.2%<br>(32年度) | ① 国民体育大会に出場する長崎県選手団における長崎市出身者の割合。<br>② 市出身者の割合が増えることで、競技者の競技力が向上したと考えられるため。<br>③ 出場実績により把握する。<br>④ 過去3年間の平均増加率を維持することとし、直近値から毎年度2%増を目標とする。                                                          |
| スポーツ表彰の受賞件数                    | 114件<br>(25年度)  | 147件<br>(32年度)  | ① *長崎市スポーツ表彰の受賞件数。<br>② 受賞者が増えることで、競技者の競技力が向上したと考えられるため。<br>③ スポーツ特別賞、スポーツ賞、スポーツ奨励賞の受賞件数を集計し把握する。<br>④ 過去2年間の平均増加率を維持することとし、直近値から毎年度3.7%増を目標とする。<br>※26年度は国体開催により、例年と比べ受賞件数が大きく異なるため、直近値は25年度としている。 |

【関連する計画等】

○長崎市スポーツ推進計画



長崎市スポーツ表彰式

#### \*長崎市スポーツ表彰

長崎市のスポーツの普及発展に特に寄与した人及びスポーツで優秀な成績を収めた人に対する表彰。表彰項目としては、「長崎市スポーツ特別賞」(オリンピック出場、日本記録更新等)、「長崎市スポーツ賞」(高校生以上、全国大会3位以内等)、「長崎市スポーツ奨励賞」(小中学生、全国大会3位以内、九州大会優勝等)がある。

序  
論

後  
期  
基  
本  
計  
画

A

B

C

D

E

F

G

H

関  
連  
資  
料



5年後に  
めざす姿

対 象

市民が

意 図

芸術文化に親しみ、心豊かに生活している。

## 1 芸術文化に触れる機会の創出

現 状

- 芸術文化に触れる機会が少なくなる傾向にあります。

課 題

- 身近な場所で芸術文化に触れる機会を創出し、人々の心に響く感性を子どもの頃から育てる取組を行う必要があります。

現 状

- 利用者のニーズに対応した利用しやすい施設の整備・運営が求められています。

課 題

- 文化施設においては、市民の芸術文化活動及び鑑賞の拠点としての機能を確保し、環境を充足させる必要があります。

基本方針

- 市民が利用しやすい文化施設の整備・運営を行い、市民の芸術文化活動の拠点としての機能の充足に努めます。
- 市民が芸術文化を楽しみ心豊かに生活できるよう、身近な場所で芸術文化に触れる機会の創出に努めます。

## 2 自主的な芸術文化活動の活性化

現 状

- 長崎市の芸術文化活動を支えてきた担い手が高齢化しています。

課 題

- 芸術文化の担い手の若返りを図る必要があります。

基本方針

- 芸術文化を支える人材が育ち、芸術文化活動を通じて、世代間の交流や地域との交流が生まれ、地域の文化や伝統文化が継承される環境づくりに努めます。
- 市民の自主的な芸術文化活動の活性化と質の向上に努めます。

| 成果指標           | 直 近 値           | 目 標 値           | 指 標 の 説 明                                                                                                                                                                          |
|----------------|-----------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 芸術文化を鑑賞する市民の割合 | 45.6%<br>(26年度) | 49.5%<br>(32年度) | ① 1年間に芸術文化を観賞したことのある市民の割合。<br>② 芸術文化を観賞した市民が増えることで、芸術文化あふれる暮らしにつながると考えられるため。<br>③ 市民意識調査により把握する。<br>④ 直近5年間で低下傾向で推移していることから、32年度までに直近5年間の平均値(49.5%)まで増加させることを目標とする。                |
| 芸術文化活動を行う市民の割合 | 15.1%<br>(26年度) | 18.9%<br>(32年度) | ① 1年間に芸術文化活動を行ったことのある市民の割合。<br>② 芸術文化活動を行う市民が増えることで、芸術文化活動が活発に行われ、芸術文化あふれる暮らしにつながると考えられるため。<br>③ 市民意識調査により把握する。<br>④ 直近5年間で低下傾向で推移していることから、32年度までに直近5年間の平均値(18.9%)まで増加させることを目標とする。 |



## G4-1 芸術文化に触れる機会を創出します

個別施策主管課：文化振興課

5年後に  
めざす姿

対 象

市民が

意 図

様々な芸術文化に身近に触れている。

### 取組方針 1 市民が身近に芸術文化を体感する機会の創出

- 市民が優れた芸術文化を観たり聴いたりできるよう、ホールや地域の施設、まちなか等の身近な場所で、音楽・演劇・美術・伝統文化等の文化事業を展開します。
- 高い芸術性を持つ専門家が滞在し、地域の人との交流のなかで芸術文化に触れる場を創出する事業に取り組みます。

### 取組方針 2 文化施設の整備・運営

- 市民の芸術文化活動及び鑑賞の拠点としての機能を確保するため、市民が利用しやすい文化施設の整備・運営に努めます。

| 成果指標            | 直近値                  | 目標値                  | 指標の説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文化施設の利用者数       | 519,302人<br>(27年度見込) | 520,000人以上<br>(32年度) | ① 長崎ブリックホール、チトセピアホール、市民会館文化ホールの年間利用者数。<br>② 利用者が増えることで、直接芸術文化に触れる人が増えていると考えられるため。<br>③ 指定管理者へのモニタリングによる各施設の年間利用者数の集計により把握する。<br>④ ブリックホール及び市民会館文化ホールについては、23年度から26年度までの平均値(市民会館については、休館期間があった24年度を除く)に公会堂閉館に伴う増分(27年度に増える見込みの利用日数×26年度の公会堂の1日当たりの利用者数)を追加し、その後は稼働率が高止まりになると推測されるため、利用者数を横這いとし、チトセピアホールについては、利用促進の取組みにより、直近値から毎年1.4%増を目標とする。<br>※26年度公会堂利用者数：146,272人 |
| *自主文化事業の参加・入場者数 | 5,989人<br>(26年度)     | 7,189人<br>(32年度)     | ① 自主文化事業の年間参加・入場者数。<br>② 市の文化事業に直接関わった市民が増えることで、芸術文化に触れる人が増えていると考えられるため。<br>③ 参加・入場者実績により把握する。<br>④ 過去の増加率を基準に、毎年200人増を目標とする。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 遠藤周作文学館の入館者数    | 15,200人<br>(26年度)    | 21,600人<br>(32年度)    | ① 遠藤周作文学館の年間入館者数。<br>② 入館者が増えることで、芸術文化に触れる人が増えていると考えられるため。<br>③ 入館者実績により把握する。<br>④ 没後20年など遠藤周作関連の節目の年である28年度以降、遠藤文学への注目度の高まりが期待できることや、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録推進や登録後における外海地区への来訪者増とその波及効果を見込み、直近値から6,400人増とし、その後もこれを維持することを目標とする。                                                                                                                                   |

【関連する計画等】

○市民文化活動振興プラン

\*自主文化事業

長崎市が主催する芸術文化事業。



まちなか音楽会

序  
論

後  
期  
基  
本  
計  
画

A

B

C

D

E

F

G

H

関  
連  
資  
料



## G4-2 市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

個別施策主管課：文化振興課

5年後に  
めざす姿

対 象

市民が

意 図

自主的な芸術文化活動を活発に行っている。

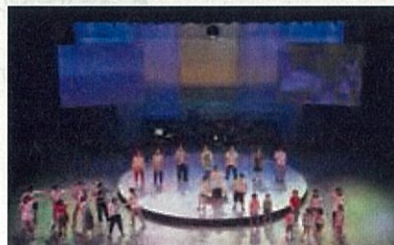
### 取組方針 1 自主的な芸術文化活動の活性化

- 市民が芸術文化活動に興味を持つきっかけをつくるため、様々な体験型の文化事業の創出に取り組みます。
- 市民の芸術文化への取組みを活発にするため、市民団体の発表の場や、市民が参加・出演し芸術文化を楽しめる場を創出します。
- 市民の芸術文化活動を円滑にサポートするため、文化事業を支援する人材の育成に取り組みます。
- 市民の自主的な芸術文化・地域文化・伝統文化活動を活性化するため、その支援制度の充実に取り組みます。

| 成果指標                 | 直 近 値             | 目 標 値             | 指標の説明                                                                                                                                                                          |
|----------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ブリックホール<br>サポーター登録者数 | 74人<br>(26年度)     | 90人<br>(32年度)     | ① 市と協力して自主文化事業を進めていくボランティアスタッフであるブリックホールサポーターの登録者数。<br>② 登録者が増えることで、市民の芸術文化活動が活発化していると考えられるため。<br>③ 年度募集時の登録者数により把握する。<br>④ 直近3年間で70～80人台で推移していることから、過去の平均81人の約10%増の90人を目標とする。 |
| 市民文化団体の登録数           | 282団体<br>(26年度)   | 296団体<br>(32年度)   | ① 市民文化団体の登録数(2年に一度更新)。<br>② 登録団体が増えることで、市民の芸術文化活動が活発化していると考えられるため。<br>③ 年度の最終日で集計し把握する。<br>④ 過去の実績において更新時の更新率が対前年度比95%、新規登録により更新時から次期更新までに7%増加していることから、当該比率により計算し、296団体を目標とする。 |
| 市民文化団体の<br>所属者数      | 33,224人<br>(26年度) | 34,632人<br>(32年度) | ① 市民文化団体の所属者数。<br>② 所属者が増えることで、市民の芸術文化活動が活発化していると考えられるため。<br>③ 年度の最終日で集計し把握する。<br>④ 1団体当たりの人数を過去の実績により117人とし、登録団体数で計算した人数を目標とする。                                               |

【関連する計画等】

○市民文化活動振興プラン



市民参加舞台



基本施策

個別施策

|    |                 |
|----|-----------------|
| G1 | 次代を生きぬく子どもを育みます |
|----|-----------------|



|      |                          |
|------|--------------------------|
| G1-1 | 確かな学力の向上を図ります            |
| G1-2 | 健やかな心と体を育成します            |
| G1-3 | 学校・家庭・地域の連携による教育の充実を図ります |
| G1-4 | 子どもが安全・安心に学べる教育環境を整備します  |

|    |                            |
|----|----------------------------|
| G2 | だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります |
|----|----------------------------|



|      |                         |
|------|-------------------------|
| G2-1 | 学習に取り組める場と機会の充実を図ります    |
| G2-2 | 能力や経験が社会に活かされる仕組みをつくります |

|    |                       |
|----|-----------------------|
| G3 | スポーツ・レクリエーションの振興を図ります |
|----|-----------------------|



|      |                       |
|------|-----------------------|
| G3-1 | スポーツ・レクリエーションを普及促進します |
| G3-2 | 競技スポーツを強化します          |

|    |                   |
|----|-------------------|
| G4 | 芸術文化あふれる暮らしを創出します |
|----|-------------------|



|      |                        |
|------|------------------------|
| G4-1 | 芸術文化に触れる機会を創出します       |
| G4-2 | 市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります |



# 基本施策 G1

# 次代を生きぬく子どもを育みます

|          | 対 象  | 意 図                            |
|----------|------|--------------------------------|
| 5年後にめざす姿 | 子どもが | 将来の夢や希望を自らの言葉で語り、実現に向けて努力している。 |

## 個別施策 G1-1

## 確かな学力の向上を図ります

|          | 対 象  | 意 図                      |
|----------|------|--------------------------|
| 5年後にめざす姿 | 子どもが | 自ら考え、表現できる確かな学力を身に付けている。 |

## 取組方針 1

## 言語活動の充実

| 主要事業名<br>【所管課】                            | 事業概要                                                                                                                                                                                                       | 事業年度 |    |    |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                                           |                                                                                                                                                                                                            | 28   | 29 | 30 |
| 学力向上推進事業<br>【学校教育課】                       | ○長崎市の子どもたちの学力を向上させるため、研修や研究指定を行う。<br>○全小・中学校に対して小3・4、中1・2で標準学力調査を実施する。<br>○全国標準による結果分析を基にして有効な手立てを明らかにし、個々の児童生徒に応じたわかる授業づくりを推進する。<br>・平成25年度～：小4（国語・算数）・中1（国語・数学）標準学力調査<br>・平成26年度～：小3（国語・算数）・中2（英語）標準学力調査 |      |    |    |
| 教職員等研究研修事業<br>＜※再掲：取組方針5、G1-3＞<br>【学校教育課】 | ○教職員として求められる人間性や専門性等の資質の向上を図るため、教職経験年数に応じた研修や管理職研修とともに、各種講習会や研修会を開催する。                                                                                                                                     |      |    |    |

## 取組方針 2

## ICT機器の活用推進

| 主要事業名<br>【所管課】       | 事業概要                                                                                                                                    | 事業年度 |    |    |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                      |                                                                                                                                         | 28   | 29 | 30 |
| ICT活用推進事業<br>【教育研究所】 | ○21世紀にふさわしいICTの環境整備と、ICT活用促進に向けた研修会の充実を図る。<br>・時代に対応したICT機器・教材整備（電子黒板、タブレットPC、デジタル教科書等）<br>・新「離島遠隔実証研究」事業（平成27～29年度）<br>・ICT校内研修会の支援と拡充 |      |    |    |

## 取組方針 3

## 環境教育の充実

| 主要事業名<br>【所管課】                            | 事業概要                                                                                                     | 事業年度 |    |    |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                                           |                                                                                                          | 28   | 29 | 30 |
| 小中学校リサイクル活動推進事業<br>＜※再掲：D2-1＞<br>【廃棄物対策課】 | ○小中学生に対する環境教育を推進するため、給食用牛乳パックをリサイクルする活動を支援する。また、家庭から排出されるペットボトル等の樹脂製のふた、金属製のふたを回収する活動を支援する。              |      |    |    |
| 環境啓発推進事業<br>＜※再掲：D5-1＞<br>【環境政策課・廃棄物対策課】  | ○環境教育・学習を推進するため、出前講座の実施、広報紙折込みチラシや環境副読本の配付等を行う。<br>・産学官民の協働による環境学習会の実施<br>・ごみ処理施設見学会の実施                  |      |    |    |
| 市民ネットワーク参加学校支援事業<br>＜※再掲：D5-1＞<br>【環境政策課】 | ○環境にやさしい学校づくりに取り組んでいるながさきエコスクールであって、更なる取組みとして学校の特色を活かした環境活動を宣言し、市民ネットワーク「ながさきエコネット」に参加する学校の環境活動の推進を支援する。 |      |    |    |



| 取組方針 4                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                | 学習支援の充実                          |    |    |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----|----|
| 主要事業名<br>【所管課】                                | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                           | 事業年度                             |    |    |
|                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                | 28                               | 29 | 30 |
| 教科資料編集事業<br><br>【教育研究所】                       | ○小・中学校学習指導要領に即し、地域の特色を生かした副読本や補助教材等を発行する。<br>・小学校社会科副読本「のびゆく長崎」<br>・中学校社会科副読本「郷土長崎」<br>・夏休み学習帳「あじさいノート」<br>・小学校指導計画書作成（平成26年度）、中学校指導計画書作成（平成27年度）                                                                                                              |                                  |    |    |
| 心の教育推進事業<br>＜※再掲：G1-2、G1-3＞<br><br>【学校教育課】    | ○放課後や授業での外部人材による児童生徒の学力向上を図るため、学校サポーターや大学生による学習支援を行う。<br>○学校と地域の連携を図るため、道徳の授業を中心とした学校公開を行う。                                                                                                                                                                    |                                  |    |    |
| 取組方針 5                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                | 英語教育の充実                          |    |    |
| 主要事業名<br>【所管課】                                | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                           | 事業年度                             |    |    |
|                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                | 28                               | 29 | 30 |
| 国際理解教育推進事業<br>＜※再掲：A4-1＞<br><br>【学校教育課】       | ○国際化が進むこれからの時代にふさわしく、自ら進んで外国人と交流しようとする国際感覚豊かな子どもを育成するため、外国語指導助手（ALT）や小学校英語インストラクター（EET）を有効に活用し、国際理解教育の推進を図る。<br>・原則中学校区に一人、全37人のALTを配置<br>・EET 18人を配置、小学校59校へ派遣<br>・国際交流イベントやスピーチコンテストの開催<br>・中学校英語寺小屋（希望する生徒への個別指導）の実施<br>・小学校英語教材の作成、配布、活用<br>・中国中山市との友好交流活動 |                                  |    |    |
| 教職員等研究研修事業<br>＜※再掲：取組方針1、G1-3＞<br><br>【学校教育課】 | ○教職員として求められる人間性や専門性等の資質の向上を図るため、教職経験年数に応じた研修や管理職研修とともに、各種講習会や研修会を開催する。                                                                                                                                                                                         |                                  |    |    |
| 個別施策 G1-2                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                | 健やかな心と体を育成します                    |    |    |
| 5年後にめざす姿                                      | 対 象                                                                                                                                                                                                                                                            | 意 図                              |    |    |
|                                               | 子どもが                                                                                                                                                                                                                                                           | やさしく、たくましく生きるための豊かな心や体力を身に付けている。 |    |    |
| 取組方針 1                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                | 様々な体験活動の充実                       |    |    |
| 主要事業名<br>【所管課】                                | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                           | 事業年度                             |    |    |
|                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                | 28                               | 29 | 30 |
| 青少年劇場開催事業<br><br>【学校教育課】                      | ○県教育委員会と日本青少年文化センターの主催で、小・中学校を対象に、音楽をはじめ優れた舞台芸術を鑑賞する機会を設けるため、各学校において公演を実施する。                                                                                                                                                                                   |                                  |    |    |
| 学校文化行事開催事業<br><br>【学校教育課】                     | ○教育活動の充実と水準の向上を図るため、小・中学校研究部が毎年度開催する児童生徒の学習発表会・作品展示会等の経費を支出する。<br>○本物に触れさせる体験を推進するため、伝統文化ワークショップやスクールコンサートを実施する。                                                                                                                                               |                                  |    |    |
| 学校体育行事開催事業<br><br>【健康教育課】                     | ○長崎市小・中学校児童生徒の体育を振興し、体位体力の向上を図るとともにスポーツ精神の醸成を図るため、小学校体育大会及び中学校総合体育大会開催に要する費用を負担する。                                                                                                                                                                             |                                  |    |    |
| 学校体育大会開催費補助金<br><br>【健康教育課】                   | ○長崎市中学校生徒の体育を振興し、体位体力の向上を図るとともにスポーツ精神の醸成を図るため、市内で大会を開催する学校体育行事に要する費用の一部を補助する。                                                                                                                                                                                  |                                  |    |    |



|                            |                                                                                                                               |   |  |  |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--|--|
| 学校体育選手派遣費補助金<br>【健康教育課】    | ○長崎市中学校生徒の課外クラブ（運動部活動）の振興を図り、生徒の体力の向上や健全育成に寄与し、学校体育の充実を図るため、選手派遣費として補助金を支出する。                                                 |   |  |  |
| 吹奏楽コンクール等派遣費補助金<br>【教育研究所】 | ○全国又は九州大会の音楽コンクールに出場する児童生徒及び引率者に係る交通費・楽器輸送費を補助する。                                                                             |   |  |  |
| はじめまして絵本事業<br>【市立図書館】      | ○4か月児健診会場において、司書が親子での読書の大切さや意義を説明のうえ、絵本引換券を配付するとともに、引き換え場所である市内57か所の図書館や公民館図書室等で実施している「読み語り」や各種講座等への参加を促し、図書館・公民館等の利用促進につなげる。 |   |  |  |
| ながさき子ども体験推進事業<br>【学校教育課】   | ○ふるさと長崎でしかできない体験学習や交流学習を通して児童生徒の豊かな心を育む。                                                                                      |   |  |  |
| 宿泊体験推進事業<br>【学校教育課】        | ○豊かな人間性、社会性や郷土愛を育むために、全市立小中学校の5年生が日吉自然の家で2泊3日の日程で集団宿泊活動や農業・水産業・トレッキングなど長崎ならではの体験活動を行う。                                        | ← |  |  |
| 「長崎の宝」発見発信学習事業<br>【学校教育課】  | ○ふるさと長崎に誇りを持ち、長崎が持つ世界的な価値を発信できるような児童生徒を育成するために長崎の歴史や世界遺産等を学習する。                                                               | ← |  |  |

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| <b>取組方針 2</b> | <b>平和教育・人権教育の推進</b> |
|---------------|---------------------|

| 主要事業名<br>【所管課】                               | 事業概要                                                                                                                                                                                                | 事業年度 |    |    |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                                              |                                                                                                                                                                                                     | 28   | 29 | 30 |
| 平和教育指導事業<br>＜※再掲：B1-2＞<br>【学校教育課】            | ○より質の高い平和教育をめざし、義務教育9年間を見通した未来志向の平和教育プログラムを再編する。<br>・平成28年度：被爆71年目を迎え、これまでの平和教育の再編成に取り組む<br>・全小中学校が独自に取り組む8月9日平和集会<br>・小中学校代表の平和記念式典への参加<br>・全小中学校における被爆体験講話<br>・平和学習教材「平和ナガサキ」作成<br>・平和教育総合プランの再編成 |      |    |    |
| 心の教育充実推進事業<br>＜※再掲：取組方針4、6＞<br>【学校教育課・教育研究所】 | ○本市における心の教育を充実させるため、積極的な生徒指導の推進、命の教育、道徳教育の充実を行うための施策を行う。<br>・平成27年度：スクールソーシャルワーカー派遣事業(拡大) SSW8人配置                                                                                                   |      |    |    |

|               |                |
|---------------|----------------|
| <b>取組方針 3</b> | <b>読書活動の推進</b> |
|---------------|----------------|

| 主要事業名<br>【所管課】         | 事業概要                                                                                                                                                                         | 事業年度 |    |    |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                        |                                                                                                                                                                              | 28   | 29 | 30 |
| 学校図書館司書配置事業<br>【学校教育課】 | ○原則、市内全中学校区に一人の学校図書館司書を配置し、児童生徒の読書活動の支援、学校図書館を活用した調べ学習や教科の学習を支援する。<br>・平成26年度：長期休業中の中学校図書館開放に伴う司書年間配置<br>・平成27年度：授業支援充実のため、学校図書館司書を43人に増員し、一人2校体制<br>・平成28年度：学校図書館を活用した授業の充実 |      |    |    |
| 学校図書館支援事業<br>【市立図書館】   | ○学校図書館支援担当司書による相談窓口を設置し、学校図書館司書配置校への訪問、相談、団体貸出手続きの援助等を行うことで学校図書館の運営を支援する。                                                                                                    |      |    |    |



| 取組方針 4                                        |                                                                                                                                                                                                       | 道徳教育の推進                   |    |    |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----|----|
| 主要事業名<br>【所管課】                                | 事業概要                                                                                                                                                                                                  | 事業年度                      |    |    |
|                                               |                                                                                                                                                                                                       | 28                        | 29 | 30 |
| 心の教育充実推進事業<br>＜※再掲：取組方針2、6＞<br>【学校教育課・教育研究所】  | ○本市における心の教育を充実させるため、積極的な生徒指導の推進、命の教育、道徳教育の充実を行うための施策を行う。<br>・平成27年度：スクールソーシャルワーカー派遣事業(拡大) SSW8人配置                                                                                                     |                           |    |    |
| 心の教育推進事業<br>＜※再掲：G1-1、G1-3＞<br>【学校教育課】        | ○放課後や授業での外部人材による児童生徒の学力向上を図るため、学校サポーターや大学生による学習支援を行う。<br>○学校と地域の連携を図るため、道徳の授業を中心とした学校公開を行う。                                                                                                           |                           |    |    |
| 取組方針 5                                        |                                                                                                                                                                                                       | 基本的な生活習慣の定着推進             |    |    |
| 主要事業名<br>【所管課】                                | 事業概要                                                                                                                                                                                                  | 事業年度                      |    |    |
|                                               |                                                                                                                                                                                                       | 28                        | 29 | 30 |
| 幼保小連携推進事業<br>＜※再掲：取組方針7、F4-3、G1-3＞<br>【学校教育課】 | ○幼児期の教育と小学校の教育の円滑な接続の推進に向け、子どもたちの育ちや学びを連続的に捉えるため、幼稚園・保育所・小学校が連携して相互理解や交流を行う。<br>・平成25年度に作成配布した「手引書」及び「リーフレット」の活用、関係研修会の実施<br>・平成26年度から啓発している「あ・は・は運動」の推進・充実                                           |                           |    |    |
| 親子給食運営事業<br>【健康教育課】                           | ○施設の集約化・効率化を図るため、調理室を持つ小学校との親子給食を実施する。                                                                                                                                                                |                           |    |    |
| 給食調理等運営事業<br>【健康教育課】                          | ○学校給食業務の効率化を図るため、給食調理等の業務を民間に委託する。                                                                                                                                                                    |                           |    |    |
| 体力向上対策事業<br>【健康教育課】                           | ○体力向上に向け、各学校での積極的な実践を働きかけるため、「あじさいスタンダード体力づくり編」を活用・実践する。                                                                                                                                              |                           |    |    |
| 長崎市学校保健会補助金<br>【健康教育課】                        | ○学校保健・安全及び給食に関する指導の充実を図るため、三師会や保健所、地域社会、学校が一体となって保健衛生の進展のための費用を助成する。                                                                                                                                  |                           |    |    |
| 取組方針 6                                        |                                                                                                                                                                                                       | 特別な支援を要する子どもや保護者への相談体制の充実 |    |    |
| 主要事業名<br>【所管課】                                | 事業概要                                                                                                                                                                                                  | 事業年度                      |    |    |
|                                               |                                                                                                                                                                                                       | 28                        | 29 | 30 |
| 特別支援教育充実事業<br>【教育研究所】                         | ○特別支援教育の充実、発展に資するため、特別支援学級及び障害のある児童生徒が在籍する通常学級の運営の円滑化並びに障害についての理解推進のための啓発活動等を行う。（インクルーシブ教育システム推進を含む。）<br>・必要と認められるすべての学校に特別支援教育支援員を配置<br>・早期からの教育相談・支援体制の充実<br>・特別支援学級・通級指導教室の開設<br>・特別支援教育に関する研修会の実施 |                           |    |    |
| 教育相談事業<br>【教育研究所】                             | ○不登校・いじめ等についての来所・電話・訪問による教育相談を行う。<br>○障害のある幼児・児童・生徒の就学・進級及び家庭・学校での生活の在り方等についての来所・電話・訪問による教育相談を行う。                                                                                                     |                           |    |    |
| 不登校対策事業<br>【教育研究所】                            | ○学校生活への復帰をめざし、集団生活への適応能力の回復・育成を図るため、不登校児童生徒に対して、個別及び小集団による相談指導を行う。<br>・長崎市学校適応指導教室「ひかり」の運営<br>・保護者座談会の開催                                                                                              |                           |    |    |
| 心の教育充実推進事業<br>＜※再掲：取組方針2、4＞<br>【学校教育課・教育研究所】  | ○本市における心の教育を充実させるため、積極的な生徒指導の推進、命の教育、道徳教育の充実を行うための施策を行う。<br>・平成27年度：スクールソーシャルワーカー派遣事業(拡大) SSW8人配置                                                                                                     |                           |    |    |



| 取組方針 7                                                |                                                                                                                                                             | 幼児期教育の充実                 |    |    |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----|----|
| 主要事業名<br>【所管課】                                        | 事業概要                                                                                                                                                        | 事業年度                     |    |    |
|                                                       |                                                                                                                                                             | 28                       | 29 | 30 |
| 幼保小連携推進事業<br>＜※再掲：取組方針5、<br>F4-3、G1-3＞<br><br>【学校教育課】 | ○幼児期の教育と小学校の教育の円滑な接続の推進に向け、子どもたちの育ちや学びを連続的に捉えるため、幼稚園・保育所・小学校が連携して相互理解や交流を行う。<br>・平成25年度に作成配布した「手引書」及び「リーフレット」の活用、関係研修会の実施<br>・平成26年度から啓発している「あ・は・は運動」の推進・充実 |                          |    |    |
|                                                       |                                                                                                                                                             |                          |    |    |
|                                                       |                                                                                                                                                             |                          |    |    |
| 個別施策 G1-3                                             |                                                                                                                                                             | 学校・家庭・地域の連携による教育の充実を図ります |    |    |
| 5年後にめざす姿                                              | 対 象                                                                                                                                                         | 意 図                      |    |    |
|                                                       | 子どもが                                                                                                                                                        | 社会全体の連携によって、健やかに育っている。   |    |    |
| 取組方針 1                                                |                                                                                                                                                             | 地域の大人の連携強化               |    |    |
| 主要事業名<br>【所管課】                                        | 事業概要                                                                                                                                                        | 事業年度                     |    |    |
|                                                       |                                                                                                                                                             | 28                       | 29 | 30 |
| 青少年健全育成活動費補助金<br><br>【こどもみらい課】                        | ○各地域で青少年の健全育成活動に取り組む青少年育成協議会に対し支援を行う。                                                                                                                       |                          |    |    |
| 子ども会等育成推進事業<br><br>【こどもみらい課】                          | ○長崎市子ども会育成連合会及び長崎市青少年育成連絡協議会と連携して子どもの活動の支援を図る。                                                                                                              |                          |    |    |
| 心の教育推進事業<br>＜※再掲：取組方針2、<br>3、G1-1、G1-2＞<br>【学校教育課】    | ○放課後や授業での外部人材による児童生徒の学力向上を図るため、学校サポーターや大学生による学習支援を行う。<br>○学校と地域の連携を図るため、道徳の授業を中心とした学校公開を行う。                                                                 |                          |    |    |
|                                                       |                                                                                                                                                             |                          |    |    |
| 取組方針 2                                                |                                                                                                                                                             | 学校公開の推進                  |    |    |
| 主要事業名<br>【所管課】                                        | 事業概要                                                                                                                                                        | 事業年度                     |    |    |
|                                                       |                                                                                                                                                             | 28                       | 29 | 30 |
| 心の教育推進事業<br>＜※再掲：取組方針1、<br>3、G1-1、G1-2＞<br>【学校教育課】    | ○放課後や授業での外部人材による児童生徒の学力向上を図るため、学校サポーターや大学生による学習支援を行う。<br>○学校と地域の連携を図るため、道徳の授業を中心とした学校公開を行う。                                                                 |                          |    |    |
|                                                       |                                                                                                                                                             |                          |    |    |
| 取組方針 3                                                |                                                                                                                                                             | 学習支援の充実                  |    |    |
| 主要事業名<br>【所管課】                                        | 事業概要                                                                                                                                                        | 事業年度                     |    |    |
|                                                       |                                                                                                                                                             | 28                       | 29 | 30 |
| 心の教育推進事業<br>＜※再掲：取組方針1、<br>2、G1-1、G1-2＞<br>【学校教育課】    | ○放課後や授業での外部人材による児童生徒の学力向上を図るため、学校サポーターや大学生による学習支援を行う。<br>○学校と地域の連携を図るため、道徳の授業を中心とした学校公開を行う。                                                                 |                          |    |    |
| 長崎寺子屋事業<br><br>【学校教育課】                                | ○子どもたちの基礎学力や学習習慣の確実な定着を目指し、小学校において放課後（土日を含む）や長期休業中を利用して、地域人材や教員志望の大学生等を活用した学習支援活動を実施する。                                                                     |                          |    |    |
|                                                       |                                                                                                                                                             |                          |    |    |



| 取組方針 4 | 幼保小、小中、中高の連携推進 |  |  |
|--------|----------------|--|--|
|--------|----------------|--|--|

| 主要事業名<br>【所管課】                              | 事業概要                                                                                                                                                        | 事業年度 |    |    |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                                             |                                                                                                                                                             | 28   | 29 | 30 |
| 幼保小連携推進事業<br>＜※再掲：F4-3、G1-2＞<br><br>【学校教育課】 | ○幼児期の教育と小学校の教育の円滑な接続の推進に向け、子どもたちの育ちや学びを連続的に捉えるため、幼稚園・保育所・小学校が連携して相互理解や交流を行う。<br>・平成25年度に作成配布した「手引書」及び「リーフレット」の活用、関係研修会の実施<br>・平成26年度から啓発している「あ・は・は運動」の推進・充実 |      |    |    |
|                                             |                                                                                                                                                             |      |    |    |

| 取組方針 5 | 情報モラル教育の推進 |  |  |
|--------|------------|--|--|
|--------|------------|--|--|

| 主要事業名<br>【所管課】                              | 事業概要                                                        | 事業年度 |    |    |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                                             |                                                             | 28   | 29 | 30 |
| PTAと連携しての「メディア利用の共通ルール」の推進事業<br><br>【生涯学習課】 | ○長崎市PTA連合会が発表した緊急メッセージ「メディア利用の共通ルール」について、全市的な取組みとして啓発活動を行う。 |      |    |    |
|                                             |                                                             |      |    |    |

| 取組方針 6 | ファミリープログラムの推進 |  |  |
|--------|---------------|--|--|
|--------|---------------|--|--|

| 主要事業名<br>【所管課】          | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                 | 事業年度 |    |    |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                      | 28   | 29 | 30 |
| 家庭教育充実事業<br><br>【生涯学習課】 | ○家庭教育力の向上を図るため、家庭教育の担い手であるPTA会員を中心に講演会や研修会を行うなかで、家庭と学校の連携をより深めながら子育てに必要な知識や技能についての学習を推進する。<br>・幼保小中保護者、PTA会員研修などにファミリープログラムを活用した講座の実施<br>・学級懇談会にファミリープログラムの手法を取り入れ、教師と保護者の連携を深める<br>・講座実施にあたりファシリテーター（進行役）の派遣及び育成<br>・市PTA連合会へ研修や講演会、研究大会の企画運営等の研究委託<br>・PTA活動手引書の作成 |      |    |    |
|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |    |    |

| 取組方針 7 | 教育課題に対応した教員研修の充実 |  |  |
|--------|------------------|--|--|
|--------|------------------|--|--|

| 主要事業名<br>【所管課】                         | 事業概要                                                                                                              | 事業年度 |    |    |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                                        |                                                                                                                   | 28   | 29 | 30 |
| 教職員等研究研修事業<br>＜再掲：G1-1＞<br><br>【学校教育課】 | ○教職員として求められる人間性や専門性等の資質の向上を図るため、教職経験年数に応じた研修や管理職研修とともに、各種講習会や研修会を開催する。                                            |      |    |    |
|                                        |                                                                                                                   |      |    |    |
| 教科研究事業<br><br>【教育研究所】                  | ○小・中学校の教職員の資質の向上を図るため、教科等の研究推進や研修会・講演会等を実施する。<br>・研究推進員研修の実施及び研究成果の発表（外国語活動・情報教育・道徳教育）<br>・県内教育研究所連盟教育フォーラムの開催・参加 |      |    |    |
|                                        |                                                                                                                   |      |    |    |



|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 個別施策 G1-4 | 子どもが安全・安心に学べる教育環境を整備します |
|-----------|-------------------------|

| 5年後にめざす姿 | 対 象  | 意 図               |
|----------|------|-------------------|
|          | 子どもが | 安全で安心な学校生活を送っている。 |

| 取組方針 1 | 教育環境整備の推進 |
|--------|-----------|
|--------|-----------|

| 主要事業名<br>【所管課】                      | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                            | 事業年度 |    |    |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 28   | 29 | 30 |
| 耐震化推進事業費補助金<br>(私立幼稚園)<br><br>【幼児課】 | ○子どもたちが安全・安心に学べる教育環境を整備するため、少子化等の影響に伴い私立幼稚園の経営が厳しい状況のなか、私立幼稚園設置者が行う国庫補助対象となった耐震補強工事に対し、国庫補助対象事業費の1/6の助成を行う。<br>・対象棟数：68棟、耐震補強未実施棟数21棟（平成27年6月1日現在）<br>・耐震化率：69.1%（長崎市耐震改修促進計画目標値90%）                                                                                            |      |    |    |
| バス待合所整備事業<br>野母崎地区<br><br>【都市計画課】   | 野母崎地区の小学校4校を統合し、中学校1校を併せた「野母崎小中一貫 青潮学園」へと集約したことにより、バスで通学することとなった児童生徒の安全を確保するため、バス待合所を2か所設置する。<br>①野母崎行政センター前バス待合所<br>②野々串港口バス待合所（上屋）設置                                                                                                                                          | ⇔    |    |    |
| 仁田佐古小校舎等建設事業<br><br>【施設課】           | ○佐古小学校及び仁田小学校においては小規模化しており、また学校間の距離が約300mと近接していることに加え、両校とも校舎が老朽化していることから、2校の統廃合を行い、佐古小学校跡地に新校舎の建設を行い、教育環境の改善を図る。<br>・基本・実施設計（平成27～28年度）<br>・佐古小学校解体（仁田小学校を仮校舎として新設統合）（平成28年度）<br>・新設校建設着手（平成29年度以降）                                                                             |      |    |    |
| 伊良林小校舎等改築事業<br><br>【施設課】            | ○施設の老朽化や耐震力不足等、教育環境の改善を図るため、校舎等の全面改築を行う。<br>・基本設計等（平成27年度）<br>・実施設計等（平成28年度）<br>・仮設校舎賃貸借（平成28～31年度）<br>・既存校舎等解体（平成29～30年度）<br>・校舎等建設（平成29～31年度）<br>・運動場整備（平成32年度）                                                                                                               |      |    |    |
| 橘小校舎増築事業<br><br>【施設課】               | ○職員室が狭隘であることから、職員室の増築を行うことで職員間の情報交流の機会を促進し、教育環境の改善を図る。<br>・実施設計（平成27年度）<br>・職員室増築（平成28年度）                                                                                                                                                                                       | →    |    |    |
| 小櫛小移転改築事業<br><br>【施設課】              | ○校区内の住宅団地への入居が増え児童数が増加傾向にあり、教室の不足が見込まれるとともに、校舎の老朽化や耐震力不足の問題から、現在地に比べ必要な施設規模の確保が可能である「みなと坂団地の旧学校施設用地」へ移転改築し、教育環境の改善を図る。<br>・用地取得（平成25年度）<br>・基本・実施設計（平成25～26年度）<br>・校舎等建設（平成26～28年度）<br>・既存校舎等解体（平成29年度）                                                                         | →    | →  |    |
| 畝刈小校舎増築事業<br><br>【施設課】              | ○畝刈小学校は、校区内の住宅団地への入居が進み、児童数や未就学児童が増加傾向にあり、未就学児童の推移から将来的に学級数の増加に伴う教室不足が見込まれており、学級数の増加に伴い教職員数も増加することが見込まれているが、現在の職員室は、非常に手狭であり教職員を収容するための十分な広さが確保されていないのが現状である。<br>このことから、来校者用の玄関とポーチ部分を活用しての新たな職員室を整備し、既存職員室を特別支援学級へ改修することで、教育環境及び職務環境の改善を図る。<br>・実施設計（平成27年度）<br>・職員室増築（平成28年度） | →    |    |    |
| 外海地区中学校校舎等建設<br><br>【施設課】           | ○少子化等の影響により生徒数が減少している外海地区の中学校については、校区が広い、同地区に中学校を設置することを前提に統廃合を行ってきており、今後新しい中学校の校舎等を出津小学校跡地に建設し、教育環境の改善を図る。<br>・実施設計（平成28年度）<br>・校舎等建設（平成29～30年度）<br>・運動場整備（平成30～31年度）<br>・既存校舎等解体（平成31年度）                                                                                      | ←    |    |    |



|                                              |                                                                                                                                                                                 |  |  |  |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 非構造部材耐震化推進事業<br>(屋内運動場照明設備落下防止対策事業)<br>【施設課】 | ○地震による災害時の安全確保のため、屋内運動場等における照明設備の落下防止対策に取り組む。<br>・事業期間：平成28年度～29年度<br>・事業内容：屋内運動場照明設備の補強<br>平成28年度 小学校29校 中学校18校<br>平成29年度 小学校29校 中学校19校                                        |  |  |  |
| 大規模改造事業<br>【施設課】                             | ○経年による学校建物の消耗、機能低下部分の外部及び内部について全面的に改造工事を行う。<br>・採択基準：建築後15年以上                                                                                                                   |  |  |  |
| トイレ洋式化改修推進事業<br>【施設課】                        | ○子どもたちが安心して快適に学校生活を過ごすことを目的とし、トイレの洋式化改修を行い教育環境の改善を図る。<br>・事業期間：平成28年度～30年度<br>・事業内容：学校トイレの和式便器を洋式便器に改修する。<br>平成28年度 小学校16校 中学校9校<br>平成29年度 小学校18校 中学校9校<br>平成30年度 小学校18校 中学校10校 |  |  |  |
| 小中学校適正配置推進事業<br>【施設課】                        | ○「長崎市立小中学校適正配置計画」に基づき、子どもたちにより良い教育環境を提供することを最優先に、保護者や地域住民の意向を尊重しながら、優先度の高いブロックから、順次、学校の適正規模校化・適正配置を図る。<br>・外海地区小中学校統廃合計画<br>・伊王島地区統廃合計画                                         |  |  |  |
| 教育功労者表彰<br>【教委総務課】                           | ○本市の教育の振興並びに学術及び文化の進展に特に寄与した個人・団体の功績を称えとともに、教育行政の一層の貢献を促すため、毎年11月上旬に教育委員会表彰式を開催する。                                                                                              |  |  |  |
| 松藤文庫整備費補助金<br>【教委総務課】                        | ○県立鳴滝高校内の松藤文庫の本を選定・購入する松藤文庫整備協議会に対し、図書の購入に要した経費を補助する。                                                                                                                           |  |  |  |

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| <b>取組方針 2</b> | <b>学校における子どもの安全確保の充実</b> |
|---------------|--------------------------|

| 主要事業名<br>【所管課】    | 事業概要                                                                                  | 事業年度 |    |    |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                   |                                                                                       | 28   | 29 | 30 |
| 防災教育事業<br>【健康教育課】 | ○児童生徒及び教職員の防災意識の更なる向上を図るため、全市立小学校において避難訓練や関連する教科での防災教育を実施するとともに、あわせて教職員対象の防災研修会を開催する。 |      |    |    |

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| <b>取組方針 3</b> | <b>就学に必要な援助の実施</b> |
|---------------|--------------------|

| 主要事業名<br>【所管課】           | 事業概要                                                                                                                           | 事業年度 |    |    |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                          |                                                                                                                                | 28   | 29 | 30 |
| 奨学資金貸付<br>【教委総務課】        | ○経済的理由で修学困難な大学生・高校生のうち、品行方正で学業に優れている学生に対して奨学金を貸与する。<br>＜貸与金額＞<br>・大学生自宅通学者 月額14,000円<br>・大学生自宅外通学者 月額16,000円<br>・高校生 月額10,000円 |      |    |    |
| 私立学校振興費補助金<br>【教委総務課】    | ○私立小・中学校の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、その発展に資するため、私立学校に対して補助を行う。                                                   |      |    |    |
| 小中学校遠距離通学費補助金<br>【教委総務課】 | ○保護者の負担軽減を図り、義務教育の円滑な実施を図るため、自宅から住所地で指定された学校までの通学距離が小学校4km、中学校6km以上で、公共交通機関を利用している児童生徒の保護者等に交通費実費の3/4を補助する。                    |      |    |    |
| 通学対策事業<br>【教委総務課】        | ○小・中学校へ通学するためのスクールバス廃止などの理由により、代替手段としてコミュニティバスを利用している児童生徒に対し、その通学のための定期券購入費を支給する。                                              |      |    |    |



|                                 |                                                                                                                                                                                                                                              |  |  |  |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 要保護及び準要保護児童・生徒就学援助事業<br>【教委総務課】 | ○経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助し、義務教育の円滑な実施を図る。                                                                                                                                                                                            |  |  |  |
| 特別支援教育就学奨励事業<br>【教委総務課】         | ○特別支援学級の児童生徒の保護者に対して経済的負担を軽減するため、その負担能力（世帯の所得）に応じて、学用品費、修学旅行費、給食費等、就学に要する所要の経費を補助する。                                                                                                                                                         |  |  |  |
| 要保護及び準要保護児童生徒医療援助事業<br>【教委総務課】  | ○義務教育の円滑な実施を図るため、要保護及び準要保護児童生徒が法に定める感染症又は学習に支障のある疾病（結膜炎・中耳炎・う歯等）にかかり、学校の指示により治療を受けた場合の医療費を援助する。                                                                                                                                              |  |  |  |
| 準要保護児童生徒給食援助事業<br>【教委総務課】       | ○義務教育の円滑な実施を図るため、準要保護児童生徒の学校給食費を援助する。                                                                                                                                                                                                        |  |  |  |
| 離島高校生修学支援費補助金<br>【教委総務課】        | ○高等学校が設置されていない離島である池島及び高島から県内の高等学校に進学した高校生を対象に、保護者の経済的な負担軽減を図る。<br>＜対象者＞<br>・池島町又は高島町に住所を有する者で、本土の高等学校等に公共交通機関を利用して通学している者<br>・県内の高等学校等に通学するため、自宅がある池島町又は高島町を離れ、県内の民間アパートや寄宿舎等の自宅外に居住している者<br>＜補助額＞<br>・通学費もしくは住居費及び帰省費を県の補助を除いた額(上限12,500円) |  |  |  |
| 高校生等通学費補助金<br>【教委総務課】           | ○旧伊王島町の区域内に住所があり、船で高校等へ通学するために定期券を購入している者に、月額1,000円、2人目以降月額1,500円を補助する。                                                                                                                                                                      |  |  |  |



## 基本施策 G2

だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります

|          | 対 象 | 意 図                               |
|----------|-----|-----------------------------------|
| 5年後にめざす姿 | 市民が | 自ら学ぶとともに、学びを通して仲間づくり、地域づくりを行っている。 |

| 個別施策 G2-1 | 学習に取り組める場と機会の充実を図ります |
|-----------|----------------------|
|-----------|----------------------|

|          | 対 象 | 意 図                                                         |
|----------|-----|-------------------------------------------------------------|
| 5年後にめざす姿 | 市民が | 身近な生涯学習施設で集い、交流するとともに、ライフステージに応じた学習プログラムや現代的課題・地域課題等を学んでいる。 |

| 取組方針 1 | 学習環境の整備と利用促進 |
|--------|--------------|
|--------|--------------|

| 主要事業名<br>【所管課】                  | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                           | 事業年度 |    |    |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                | 28   | 29 | 30 |
| 野母地区公民館移転改修<br>整備事業<br>【生涯学習課】  | ○現公民館の建物は耐震性を満たしていないため、耐震性がある旧野母崎小学校の一部（北棟1階・2階）を改修し、代替施設として整備する。<br>供用開始：平成29年4月を予定                                                                                                                                                           | ←→   |    |    |
| 学校校舎開放管理運営事業<br>【生涯学習課】         | ○学習機会の提供を図り、住民の学習及び研修活動の利用に供するため、市立小中学校の会議室等を学校教育の運営時間外に地域に開放する。                                                                                                                                                                               |      |    |    |
| 自然体験型宿泊研修施設<br>整備事業<br>【日吉自然の家】 | ○老朽化した日吉青年の家を、主に市内全小学校5年生が2泊3日で宿泊学習を行い地域と協働による長崎ならではの体験学習ができる、新たな自然体験型宿泊研修施設として建設するとともに、多様なメニューを開発し長崎らしい体験ができる施設として充実させる。<br>・平成24年度：基本設計<br>・平成25年度：実施設計、土質調査<br>・平成26～27年度：新体育館棟建築・新本館建築ほか<br>・平成28年度：既存本館解体、グラウンド整備<br>（平成28年11月末～）全面供用開始予定 | →    |    |    |
| 科学館施設整備事業<br>【生涯学習課】            | ○市民をはじめとした利用者の宇宙や科学への関心の高揚と科学教育の振興を図るため、科学館の施設整備を行う。<br>＜天体望遠鏡の更新＞<br>・平成27年度：業者選定、機器製作<br>・平成28年度：機器製作、設置工事                                                                                                                                   | →    |    |    |
| 科学館展示室リニューアル事業<br>【生涯学習課】       | ○科学への興味関心を深めるとともに集客力の向上を図るため、展示室のリニューアルを行う。<br>・平成27年度：基本・実施設計業者の選定<br>・平成28年度：契約、基本・実施設計<br>・平成29年度：展示物制作<br>・平成30年度：展示物制作・設置<br>※平成30年12月末にリニューアルオープン（予定）                                                                                    |      |    | →  |

| 取組方針 2 | 学習機会の充実とつながりづくり |
|--------|-----------------|
|--------|-----------------|

| 主要事業名<br>【所管課】                  | 事業概要                                                                                                                  | 事業年度 |    |    |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                                 |                                                                                                                       | 28   | 29 | 30 |
| 英語でおもてなし講座<br>【生涯学習課】           | ○長崎市民が外国人と接する機会が増えているため、子どもから大人までが外国人に対し、「おもてなし」の気持ちや態度で、自然に対話ができるような講座を開設し、「英語でおもてなしができるまち長崎」を目指す。<br>・大型公民館10館・16講座 |      |    |    |
| 地区公民館インターネット<br>整備事業<br>【生涯学習課】 | ○地域コミュニティの拠点施設の情報環境を確保し、公民館活動及び市民の利便性向上を図るため、地区公民館にインターネット回線及びWi-Fi（無線LAN）環境を整備する。                                    | ←→   |    |    |



|                                |                                                                                                                                                                            |  |  |  |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 親と子の絵本のある暮らしの推進事業<br>【生涯学習課】   | ○多世代が気軽に立ち寄れる公民館の場づくりの第一弾として、公民館の利用が少ない乳幼児を持つ親達に公民館の利用促進を図るため、絵本や児童書を活用した講座を実施する。                                                                                          |  |  |  |
| 恐竜化石等研究調査事業<br>【生涯学習課】         | ○白亜紀後期の三ツ瀬層（約8,100万年前）の恐竜・翼竜化石が長崎市から発見されているが、この他にもまだ発見の可能性が高いといわれていることから、地層など地学の新しい学習資源とするため、化石の発掘調査、保存を行う。<br>また、研究推進員の協力のもと資料・標本の有効的な活用を図るとともに、発見された恐竜化石の活用について基本方針を定める。 |  |  |  |
| 図書館を使った調べる学習コンクール事業<br>【市立図書館】 | ○調べる学習による図書館等の役割認識の向上及び図書館、図書室の利用促進を図るため、図書館を使った調べる学習コンクールを開催する。                                                                                                           |  |  |  |

|                  |                                |
|------------------|--------------------------------|
| <b>個別施策 G2-2</b> | <b>能力や経験が社会に活かされる仕組みをつくります</b> |
|------------------|--------------------------------|

| 5年後にめざす姿 | 対 象 | 意 図                               |
|----------|-----|-----------------------------------|
|          | 市民が | 学びを通して習得した経験や能力を、地域の学習活動等に活かしている。 |

|               |                      |
|---------------|----------------------|
| <b>取組方針 1</b> | <b>人材を活用した地域の活性化</b> |
|---------------|----------------------|

| 主要事業名<br>【所管課】             | 事業概要                                                                                                                | 事業年度 |    |    |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                            |                                                                                                                     | 28   | 29 | 30 |
| 生涯学習に関する人材情報の活用<br>【生涯学習課】 | ○市役所における講師人材情報提供の窓口としての役割を果たすため、自発的な意思によって学習活動等の支援を希望する個人又は団体の情報について、承諾された方については県のホームページで公表するとともに、講師になりうる人材の把握に努める。 |      |    |    |
| 公民館支援ボランティアの活用<br>【生涯学習課】  | ○地域住民の活動拠点となる公民館において、住民参加型の公民館活動のより一層の充実と発展を図るため、地域住民のボランティア意識の高揚及び地域課題解決のための活動に参加・参画できる仕組みを構築する。                   |      |    |    |
| 図書館ボランティアの活用<br>【市立図書館】    | ○ボランティア活動を通じて地域社会へ貢献しようとする市民と共に、よりよい図書環境をつくるため、市民と図書館との協働体制を構築する。                                                   |      |    |    |



# 基本施策 G3

## スポーツ・レクリエーションの振興を図ります

| 5年後にめざす姿 | 対 象 | 意 図                                  |
|----------|-----|--------------------------------------|
|          | 市民が | いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しんでいる。 |

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 個別施策 G3-1 | スポーツ・レクリエーションを普及促進します |
|-----------|-----------------------|

| 5年後にめざす姿 | 対 象 | 意 図                             |
|----------|-----|---------------------------------|
|          | 市民が | 日頃から自分に適したスポーツやレクリエーションに親しんでいる。 |

|        |                  |
|--------|------------------|
| 取組方針 1 | スポーツ・レクリエーションの振興 |
|--------|------------------|

| 主要事業名<br>【所管課】                          | 事業概要                                                                                                                                                    | 事業年度 |    |    |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                                         |                                                                                                                                                         | 28   | 29 | 30 |
| 東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進事業<br>【スポーツ振興課】 | ○世界のトップ選手とのふれあいなどを通じた国際交流を行い、地域活性化につなげるとともに、スポーツの振興を図るため、2020東京オリンピック・パラリンピックにおける各国選手団のキャンプを誘致する。                                                       |      |    |    |
| ラグビーワールドカップキャンプ誘致推進事業<br>【スポーツ振興課】      | ○世界のトップ選手とのふれあいなどを通じた国際交流を行い、地域活性化につなげるとともに、スポーツの振興を図るため、ラグビーワールドカップ2019における各国代表チームのキャンプを誘致する。                                                          |      |    |    |
| ラグビーワールドカップキャンプ交流事業<br>【スポーツ振興課】        | ○国際性を有する青少年の健全育成及びラグビーワールドカップ2019におけるキャンプ誘致の機運の醸成を図るため、事前キャンプの実施が決定しているスコットランドとの交流事業を行う。                                                                |      |    |    |
| スポーツ推進審議会<br>【スポーツ振興課】                  | ○スポーツ施設の整備・有効活用、スポーツ行事の実施・奨励、スポーツ指導者の養成・資質向上、スポーツ団体の育成、技術水準の向上のほか、スポーツの推進に関する基本方策の提言を行う。                                                                |      |    |    |
| スポーツ推進委員によるスポーツ推進事業<br>【スポーツ振興課】        | ○スポーツ推進委員を委嘱し、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び住民に対するスポーツの実技を指導するほか、行政機関、スポーツ団体等が実施するスポーツイベントの開催運営に協力する。                                                        |      |    |    |
| 社会体育行事開催事業<br>【スポーツ振興課】                 | ○市民が気軽にスポーツに親しむことができる機会を提供するため、スポーツイベント（市民体育・レクリエーション祭、長崎新春駅伝、レクリエーション・スポーツ教室、長崎ベイサイドマラソン等）を開催する。                                                       |      |    |    |
| スポーツ推進委員研修事業<br>【スポーツ振興課】               | ○スポーツ推進委員の指導力及び資質の向上を図るため、研修会、研究大会等へ派遣する。                                                                                                               |      |    |    |
| V・ファーレン長崎応援事業<br>【スポーツ振興課】              | ○「みるスポーツ」を通して市民のスポーツへの関心を高め、市民が様々な形でスポーツに関わるきっかけを作ること及びホームタウンを長崎市、諫早市を中心とする全県とし、Jリーグで活動している「V・ファーレン長崎」のホームゲームを盛り上げるため、V・ファーレン長崎のホームゲームに、市内の小中学生を無料招待する。 |      |    |    |
| 社会体育大会開催費補助金<br>【スポーツ振興課】               | ○本市のスポーツの競技力向上を図るとともに市民がスポーツ親しむ機会を提供するため、市内で体育大会を開催する団体に対して、その経費の一部を補助する。                                                                               |      |    |    |
| 長崎市体育協会補助金<br>【スポーツ振興課】                 | ○本市において、スポーツの普及・振興を図り、もって市民の体力向上と健康増進につなげるため、アマチュアスポーツの統括団体である（公財）長崎市体育協会の事業運営に関する費用の一部を補助する。                                                           |      |    |    |



|                               |                                                                          |  |  |  |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 長崎市スポーツ少年団補助金<br>【スポーツ振興課】    | ○青少年へのスポーツ振興、地域社会におけるスポーツを通じた青少年の健全育成を図るため、長崎市スポーツ少年団の運営費に要する経費の一部を補助する。 |  |  |  |
| 小・中学校体育施設開放事業<br>【スポーツ振興課】    | ○市民等がスポーツ・レクリエーション活動を行う場を提供するため、小・中学校体育館・武道場・運動場等の開放を行う。                 |  |  |  |
| 学校プール開放事業<br>【スポーツ振興課】        | ○児童の体力の向上と健康増進に寄与するため、夏季休業中に学校プールを開放する。                                  |  |  |  |
| 長崎商業高等学校体育施設開放事業<br>【スポーツ振興課】 | ○市民等がスポーツ・レクリエーション活動を行う場を提供するため、長崎商業高等学校の体育施設の開放を行う。                     |  |  |  |
| 新西工場建設事業（余熱利用施設建設）<br>【環境整備課】 | ○新西工場ごみ焼却熱を利用したプール施設を建設する。                                               |  |  |  |

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| <b>取組方針 2</b> | <b>スポーツに関する情報発信</b> |
|---------------|---------------------|

| 主要事業名<br>【所管課】              | 事業概要                                                                                                                           | 事業年度 |    |    |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                             |                                                                                                                                | 28   | 29 | 30 |
| インターネット等での情報発信<br>【スポーツ振興課】 | ○スポーツに関する情報を広く市民へ周知するため、ホームページ、広報ながさき、ポスター、チラシ、ダイレクトメール等により情報を発信する。<br>○スポーツ施設の利用促進や利用調整を図るため、公共施設案内・予約システムにより施設の利用に係る情報を発信する。 |      |    |    |

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| <b>個別施策 G3-2</b> | <b>競技スポーツを強化します</b> |
|------------------|---------------------|

| 5年後にめざす姿 | 対 象 | 意 図                      |
|----------|-----|--------------------------|
|          | 市民が | 競技スポーツにおいて、高い競争力を発揮している。 |

|               |               |
|---------------|---------------|
| <b>取組方針 1</b> | <b>競技力の向上</b> |
|---------------|---------------|

| 主要事業名<br>【所管課】                   | 事業概要                                                                                       | 事業年度 |    |    |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                                  |                                                                                            | 28   | 29 | 30 |
| スポーツ表彰<br>【スポーツ振興課】              | ○本市のスポーツの普及発展に特に寄与したものとびスポーツで優秀な成績を収めたものを表彰するため、長崎市スポーツ表彰式を開催する。                           |      |    |    |
| 社会体育選手派遣費補助金<br>【スポーツ振興課】        | ○社会体育の振興を図るため、国際・全国・九州・県下大会に出場する選手に対し、大会出場に係る経費の一部を補助する。                                   |      |    |    |
| 競技力向上対策費補助金<br>【スポーツ振興課】         | ○国体種目に係る競技力向上及びスポーツ普及を図るため、（公財）長崎市体育協会加盟団体が行う競技力向上対策事業及びスポーツ普及指導事業の経費の一部を補助する。             |      |    |    |
| ジュニアスポーツ競技力向上対策費補助金<br>【スポーツ振興課】 | ○全国大会等で優秀な成績を収めるため、（公財）長崎市体育協会加盟団体が行う強化合同練習、遠征試合、優秀チーム・指導者招致など、ジュニア層の競技力向上対策事業の経費の一部を補助する。 |      |    |    |



# 基本施策 G 4

## 芸術文化あふれる暮らしを創出します

| 5年後にめざす姿 | 対 象 | 意 図                  |
|----------|-----|----------------------|
|          | 市民が | 芸術文化に親しみ、心豊かに生活している。 |

### 個別施策 G4-1

#### 芸術文化に触れる機会を創出します

| 5年後にめざす姿 | 対 象 | 意 図               |
|----------|-----|-------------------|
|          | 市民が | 様々な芸術文化に身近に触れている。 |

#### 取組方針 1

#### 市民が身近に芸術文化を体感する機会の創出

| 主要事業名<br>【所管課】                   | 事業概要                                                                                                                                        | 事業年度 |    |    |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                                  |                                                                                                                                             | 28   | 29 | 30 |
| 音楽の魅力発信事業<br>【文化振興課】             | ○市民が身近な場所で気軽に音楽を楽しめる機会を創出するため、中央及び地元で活躍する演奏家を、学校・公民館・病院等へ派遣して行うアウトリーチコンサートや、アウトリーチコンサートに出演した演奏家が一堂に会するガラコンサート等を開催する。                        |      |    |    |
| 市民参加型舞台公演等開催事業<br>【文化振興課】        | ○市民の演劇への理解を深め、関心を高めることを目的に、演劇公演招致、演劇ワークショップ、戯曲講座とリーディング公演、市民参加型舞台公演等を実施する。                                                                  |      |    |    |
| 長崎アートプロジェクト事業<br>【文化振興課】         | ○プロのアーティストが市内に一定期間滞在し、滞在期間中にワークショップや作品制作及び展覧会等を開催し、市民との芸術的な交流を実施する。                                                                         |      |    |    |
| マダムバタフライフェスティバル開催費負担金<br>【文化振興課】 | ○長崎が物語の舞台となっている世界的に著名なオペラ「蝶々夫人」をテーマとした国際コンクール（3年に1回）やコンサート及び子どもから大人まで気軽に音楽や楽器に親しめるイベントを開催することにより、長崎の特色ある芸術文化を発信し、まちの魅力を高める。                 |      |    |    |
| まちなかアートフェスタ開催事業<br>【文化振興課】       | ○まちなかを舞台に、音楽・舞踊・演劇等のステージをそれぞれ開催し、市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の機会及びまちなかの賑わいの創出を図る。                                                                        |      |    |    |
| 遠藤周作没後20年記念事業<br>【文化振興課】         | ○遠藤周作没後20年・小説『沈黙』刊行50年という節目の年を迎えるにあたり、記念事業を実施する。<br>・企画展の開催(平成28年5月～平成30年5月)<br>・国際シンポジウムの開催（平成28年度のみ）<br>・代表作である小説『沈黙』特別装丁単行本の発刊（平成28年度のみ） |      |    |    |

#### 取組方針 2

#### 文化施設の整備・運営

| 主要事業名<br>【所管課】        | 事業概要                                      | 事業年度 |    |    |
|-----------------------|-------------------------------------------|------|----|----|
|                       |                                           | 28   | 29 | 30 |
| 文化施設の充実の検討<br>【文化振興課】 | ○市民の芸術文化活動の活性化を図るため、市民のニーズにあった文化施設の整備を行う。 |      |    |    |



|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 個別施策 G4-2 | 市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります |
|-----------|------------------------|

|          |     |                      |
|----------|-----|----------------------|
| 5年後にめざす姿 | 対 象 | 意 図                  |
|          | 市民が | 自主的な芸術文化活動を活発に行っている。 |

|        |                |
|--------|----------------|
| 取組方針 1 | 自主的な芸術文化活動の活性化 |
|--------|----------------|

| 主要事業名<br>【所管課】            | 事業概要                                                                          | 事業年度 |    |    |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                           |                                                                               | 28   | 29 | 30 |
| 市民参加型舞台公演等開催事業<br>【文化振興課】 | ○市民の演劇への理解を深め、関心を高めることを目的に、演劇公演招致、演劇ワークショップ、戯曲講座とリーディング公演、市民参加型舞台公演等を実施する。    |      |    |    |
| 芸術文化活動助成事業<br>【文化振興課】     | ○芸術文化団体の自主的な芸術文化活動及び合併地区における文化の振興並びにコミュニティの醸成に寄与する文化事業に対し、30万円を限度として助成金を交付する。 |      |    |    |



# 芸術文化あふれるまち を目指して

—市民文化活動振興プラン—

第2次改訂版

長崎市

平成25年度改訂



## 目 次

|                          |   |
|--------------------------|---|
| はじめに                     | 1 |
| Ⅰ 基本的な考え方                |   |
| 1 芸術文化あふれるまち             |   |
| (1) 物質的な豊かさと心の豊かさ        | 2 |
| (2) 芸術文化あふれるまち           | 2 |
| 2 市民が志向し展開する文化活動（市民文化活動） |   |
| (1) まちに活気をもたらす市民文化活動     | 3 |
| (2) 市民文化活動のさらなる可能性       | 4 |
| Ⅱ 基本方針                   | 5 |
| Ⅲ 具体的な施策                 |   |
| 1 芸術文化に親しむ機会の創出          | 6 |
| 2 芸術文化を担う人材育成            | 7 |
| 3 市民文化活動を支える環境の整備        | 8 |
| まとめ                      | 9 |



## はじめに

長崎市市民文化活動振興プランは、平成９年に、市民と行政が互いに協力しあいながら市民が展開する芸術性を志向した文化活動をより一層盛んにするために、長崎市における文化振興行政の指針として位置付け、行政がなすべき役割を明らかにすることを目的として策定されました。

本プランにおける「市民文化活動」とは、多様な概念を持つ「文化」のうち、もっとも一般的な意味で用いられる「芸術文化活動」を市民が志向し展開することとしており、最初の策定に際しては、長崎市の文化活動における現状から、市民文化の活性化を「木」を育てることにたとえ「文化の樹」を育てるために、行政の意識改革や自主文化事業を実施していくことなど、まず取り組むべきことについて方向性を示したものでした。

その後、自主文化事業の推進や、文化振興協議会の設置、ブリックホールサポーター制度や芸術アドバイザー制度の創設などに取り組み、さまざまな成果も生まれましたが、さらに新たな課題を明らかにするため、平成１４年に改訂を行ないました。

その間には、平成１３年に「文化芸術振興基本法」が制定され、文化や芸術の振興に関する基本理念が示され、国や地方公共団体の責務が明らかにされました。

そして、平成２４年には、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が新たに制定され、文化芸術を継承し、創造・発信する場として、人が集い、人々に感動と希望をもたらすための拠点として「文化施設」の役割が明らかにされ、その役割を果たすため、国や地方公共団体が施策の総合的な推進に努めることの重要性が示されました。

また、本市においても平成２３年度からの１０年にわたって、市民と行政が共有し、ともに取り組むまちづくりの指針として『長崎市第四次総合計画』を策定しました。

前回の「市民文化活動振興プラン」改訂から１０年を経過し、社会情勢は大きな転換期を迎えています。こうした変化に対応し、まかれた種が力強く育ち、次の世代へと引き継がれ、芸術文化活動をいっそう盛んにするため、『長崎市第四次総合計画』で掲げられた将来の都市像をふまえつつ、本市の文化振興の方向性を明確にすることを目的として新たに改訂をいたしました。



# I 基本的な考え方

## 1 芸術文化あふれるまち

### (1) 物質的な豊かさと心の豊かさ

市民文化活動振興プランが策定された平成9年から15年の間に、21世紀を迎え、目まぐるしく変化していく社会情勢の中、市民ニーズに関する価値基準も、物質的・経済的指標だけではとらえられないほど複雑・多様化してきています。こうした中で今、真の豊かさとは何かということが問われています。

少子・高齢化が進行し、雇用や地域の在り方など社会のしくみが大きな転換期を迎えつつあるなか、人々は、これまで求めてきた物質的・経済的な豊かさだけでは、精神的な安穩や知的充足からもたらされる「心の豊かさ」は必ずしも得られないということを実感しつつあります。

さらに、物質的・経済的な豊かさを享受する一方で、失われつつあった地域の連帯感や人間性豊かな関わり合いの大切さを再認識し、今の時代にあった新たな人と人とのつながりを模索するなかで、真の「心の豊かさ」が実感できる暮らしを求めています。

芸術文化は、豊かな感性や創造性を涵養し、他者に共感する心や他人を尊重し、考えを異にする人々と共に生きる資質をはぐくみ、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらしてくれます。人々が真にゆとりと潤いを得られる「心の豊かさ」を実感できる生活を実現していく上で、芸術文化は不可欠なものだといえます。

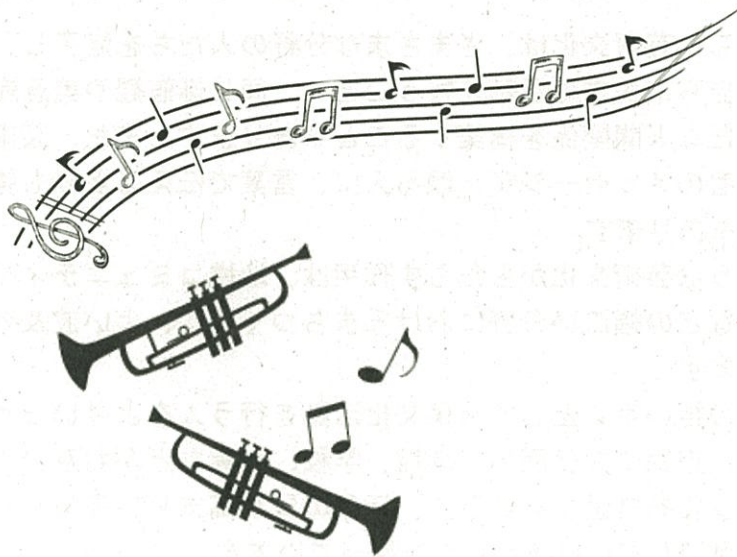


## (2) 芸術文化あふれるまち

長崎市ではこれまで、市民文化活動振興プランに基づく文化振興策として、鑑賞型や参加創造型、普及型のさまざまな事業に取り組んできました。子どもたちへの音楽や演劇、美術、伝統文化での体験を中心とした事業は、「文化」を通して子どもたちの夢を膨らませる機会を、地域や福祉施設などで取り組んだ音楽事業では、日ごろ演奏会へ出向くことが難しい方々が、身近な場所で質の高い芸術文化にふれることで心豊かなひとときを体感する機会を創出してきました。

これまでの取り組みを評価しつつも、市民が日常的に「心の豊かさ」を実感できるようにしていくためには、今後とも、継続して質の高い芸術文化と身近に接することができる機会を創出し、子どもの頃から芸術文化を楽しむことができる豊かな感性を育てていく必要があります。

芸術文化を通して豊かな心を育むためには、行政として、市民の自主性と独創性を尊重しつつ、文化団体、地域、学校、企業などと連携し、つながりあいながら、市民が気軽に芸術文化に触れることができ、長崎らしい芸術文化あふれるまちの実現のためによりいっそう力を注いでいかねばなりません。





## **2 市民が志向し展開する文化活動(市民文化活動)**

### **(1) まちに活気をもたらす市民文化活動**

まちづくりの中心は市民であり、長崎市の将来の都市像である「希望あふれる人間都市」を実現するためには、市民一人ひとりが、健康で快適にいきいきと生活を送っていることが最も重要です。物質的な生活の安定はもちろんですが、芸術文化によりもたらされる「心の豊かさ」を享受できる感性を養い、自らも芸術文化を楽しむことができるような表現方法を身につけ、活動することで、日々の生活をより充実させることができます。

そして、その活動を展開していく中で、新たなことを発見したり、観る人に感動を与えたりするにより、市民生活に広く作用していくものともなります。このようにして得られた力は、まちづくりに欠かせない活力となります。

これまでも、市民による文化活動を活性化するため、活動成果を発表する機会を創出するほか、芸術文化活動助成金や文化団体登録制度による市民文化団体のバックアップを行ってきました。今後とも、市民文化活動がより活発に行われるよう、市民が活動しやすいような状況を生み出すための施策に、継続的に取り組んでいくことが必要です。

### **(2) 市民文化活動のさらなる可能性**

すばらしい芸術文化は、さまざまな分野の人たちを魅了し、その人たちが刺激を受け自ら市民文化活動を行うことで、同じ価値観や美意識をもつ仲間と出会い、新たな人間関係を構築することがあります。また、芸術文化の表現により、表現者のメッセージが、観る人に、言葉で伝えるよりも強く、効果的に伝わることもあります。

このような芸術文化がもたらす作用は、地域コミュニティや福祉、教育、観光・産業などの幅広い分野におけるまちづくりに、よい波及効果が生むことが期待されます。

「文化の担い手」として市民文化活動を行う人をよりいっそう増やしていくとともに、市民や文化団体、地域、学校、企業などがお互いにつながりあうネットワーク化を推進することで、活動の質が高まり、長崎らしい新たな価値や仕組みを創造していける可能性を持っています。

行政として、市民、文化団体、関係機関などが円滑に情報共有できる環境を整えることで、良好なコミュニケーションとネットワークづくりを推進し、長崎らしい市民文化活動につながるよう支援していく必要があります。



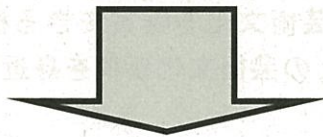
## II 基本方針

長崎市では、多くの市民文化団体がさまざまな文化活動を展開し、行政としても、自主文化事業や各種助成制度を通して、芸術文化の普及振興や市民文化活動の活性化に取り組んできました。

しかし、高齢化社会を迎え、これまで市民文化活動を支えてきた担い手も高齢化してきています。

行政として、芸術文化の普及振興や市民文化活動を支援する事業を継続するとともに、市民文化団体等と連携し、芸術文化を通して、子どもたち一人ひとりの感性を育み、個性や能力を伸ばす機会を創出するとともに、長崎で育まれた文化を継承し、将来の市民文化活動を担い、支える人材を育成していくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、市民や文化団体、学校、企業等と連携しながら、「豊かな心」を育むことができる芸術文化あふれる暮らしの創出を目指して、次の基本的な方針を掲げ、市民文化活動の振興に取り組んでいきます。



- (1) 市民が文化芸術に親しみ心豊かな生活ができるよう、身近な場所で芸術文化に触れる機会を創出するとともに、他の部局とも連携して、子どもたちの豊かな感性を育てる取り組みを続けていきます。
- (2) レベルの高いアーティストや専門家との交流や指導を受けられる機会を提供し、芸術文化を支える人材を育成します。
- (3) 世代間や地域、各種団体との交流を促進し、ネットワークづくりを支援するなど、市民の自主的な文化活動の活性化を図ります。
- (4) 市民が利用しやすいニーズに見合った文化施設の整備や運用に努めます。



### Ⅲ 具体的な施策

1 芸術文化に親しむ機会の創出 = 広げる

2 芸術文化を担う人材育成 = 育む

3 市民文化活動を支える環境の整備 = 支える

#### 1 芸術文化に親しむ機会の創出

市民のみなさんが質の高い芸術文化を鑑賞できる機会を創出するため、音楽・演劇・美術・伝統文化などの芸術文化事業を身近な場所で展開していきます。

##### (1) まちなかなどの身近な場所での芸術文化事業の実施

ワークショップやアウトリーチを積極的に取り入れた普及啓発型事業を実施します。

例 まちなか音楽会  
アウトリーチコンサート  
長崎アートプロジェクト

##### (2) 質の高い芸術を低廉な価格で鑑賞する機会の創出

レベルの高いアーティストを招聘して実施する良質な芸術鑑賞事業を実施します。

例 コン서트などの舞台公演

##### (3) 市民が参加できる芸術文化事業の開催

市民が参加し、自ら作品を制作したり、市民文化団体が日頃の成果を発表したりできる機会を創出します。



例 ラウンジコンサート  
市民参加型舞台

(4) 音楽・美術・伝統文化等の体験型事業の開催

市民が質の高い芸術文化に直接触れ、自ら体験できる機会を創出します。

例 伝統文化体験教室  
アウトリーチコンサート  
長崎アートプロジェクト

(5) 長崎らしい文化を認識し、継承していく機会の創出

市民が長崎独自の芸術文化のすばらしさを知り、鑑賞したり、自ら演じたりしながら、継承していく機会を創出します。

例 長崎らしい芸術文化のフェスティバル

## 2 芸術文化を担う人材育成

将来の芸術文化活動を支える人材の育成に取り組めます。

(1) アーティストや専門家との交流の機会の創出

各種事業を実施する過程で、プロとして活躍しているアーティストや芸術アドバイザーなど専門家と地元アーティストや市民文化団体が交流したり指導を受けたりできる機会を創出します。

例 アウトリーチコンサート  
ガラコンサート  
長崎アートプロジェクト

(2) 長崎で活動するリーダーの育成

さまざまな自主文化活動の活性化を推進できるリーダーの発掘と育成に取り組めます。

例 専門家等によるセミナー、公開レッスン

(3) 文化事業を支援するサポーターの育成

芸術文化に関わることを楽しみながら、文化活動に携わり、支援できる市民の育成に取り組めます。

例 ブリックホールサポーター  
アートサポーター



### 3 市民文化活動を支える環境の整備

市民のみなさんが、充実した市民文化活動を行えるよう活動しやすい環境づくりに取り組めます。

#### (1) 情報の提供

市の文化施策や自主文化事業などについて、市民へ広く情報提供することで、市民の芸術文化への理解を深めるとともに、文化団体等との連携を図りながら、市民文化活動の活性化を図ります。

例 広報紙や文化振興課ホームページの活用

文化活動に気軽に参加できるようなネットワークづくりの推進

#### (2) 自主的な芸術文化活動への後援や助成等の実施

市民への芸術文化の普及啓発のために行われる文化団体の活動を支援していきます。

例 芸術文化活動助成制度

#### (3) 市民ニーズに対応した文化施設の充実

多様化する芸術文化と市民ニーズに対応するため、音楽・演劇などに利用できる高機能な文化施設の整備や運営に取り組めます。

例 市民文化活動の拠点となる利用しやすい文化施設の整備

市民ニーズの高い専門の小ホールや練習施設の検討

#### (4) 文化振興施策への市民参画

文化振興にかかる各種施策を評価し、課題を検討する上で、将来の市民文化活動の活性化を図るため、市民や有識者が参画する長崎市文化振興協議会の意見を伺いながら、大学・企業等とともに市民文化活動を支援する仕組みづくりに取り組めます。

例 文化振興協議会における文化振興策の検討・協議

大学と連携したインターンシップの受入れ

やってみゅーでスクやUーサポとの連携



## まとめ

心の豊かな質の高い生活を送るためには何が必要なのか、それは個人それぞれの価値観によって定義は様々です。本プランでは、市民のみなさんが豊かさを実感できる社会にするために、その手段を「芸術文化活動」に限定して、その取り組み策を提示してきました。

芸術文化活動には、日常生活の中で無意識のうちに傷つけられている私たちの心を癒してくれる作用（ヒーリング）があります。本来人間が人間らしく生きることが文化そのものであり、文化は人間らしく生きる営みのために、必要不可欠な要素です。芸術文化活動は、いわば人々が失ってきた人間性を回復し、人間らしく豊かに生きようという必然的な希求に基づくものなのです。

一方で、長崎は古くから外国への玄関口として発展してきました。江戸時代は唯一の貿易港として、ヨーロッパや中国から多くの文化が流入し、ほかの地域にはない独自の文化や歴史的文化的遺産、街並みが形成されました。私たちは、この文化を受け継ぎ、人と人とのつながりを大切にし、市民がこれを誇りにできるようなまちづくりを目指していかなければいけません。

これら長崎独自の文化を受け継ぎつつも、新しい長崎に向かって、第3章で提示した施策などを通じて、自主的な芸術文化活動の活性化を図ることと、文化豊かなまちづくりを重ね合わせていくことが、市民主体の芸術文化活動を進めることにほかなりません。そして、それは、長崎市が目指す、「文化的な潤いのあるまち」へとつながり、さらには、「つながりと創造で新しい長崎へ」とつながっていくものと考えます。

行政は、市民のみなさん自身の表現や創造・交流活動を支援しなければなりません。市民のみなさんは、自ら行動、表現し、創造・交流活動を通じて、地域で育まれた文化を一人ひとりが守り育てていく必要があります。そしてそれぞれの芸術文化活動が繋がり、まちに広がることで、こどもから高齢者までだれもが豊かで生き生きと暮らせるまちとなり、長崎の魅力を高めることに繋がっていきます。

本プランを通して、市民文化活動が活性化することは、まちの活性化に繋がることを述べてきました。このことを意識しながら、文化振興に取り組むことができるように市民のみなさんと協調、連携しながら芸術文化活動の活性化を進めていきます。



本プランは、平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月までの 2 年間をかけて、長崎市文化振興協議会において検討していただいた貴重なご意見を踏まえ、長崎市が策定しました。

長崎市文化振興協議会の中で熱心な議論を重ねた 15 名は、多方面にわたる幅広い社会活動の経験を有する次の方々です。

## 長崎市文化振興協議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

| 区 分 | 氏 名       | 所 属 ・ 肩 書 等                          |
|-----|-----------|--------------------------------------|
| 委 員 | 上 田 良 樹   | 長崎商工会議所文化教育委員会委員<br>長崎放送株式会社 代表取締役社長 |
| 委 員 | 城 谷 巧     | 長崎県企画振興部文化観光物産局<br>文化振興課 課長補佐        |
| 委 員 | 田 中 裕 美   | 市民公募                                 |
| 会 長 | 田 中 正 明   | N P O 法人長崎国際文化協会                     |
| 委 員 | 陳 東 華     | N P O 法人長崎国際文化協会常任理事                 |
| 副会長 | 永 吉 美 恵 子 | 活水女子大学音楽学部長                          |
| 委 員 | 西 川 浩     | 元長崎県吹奏楽連盟顧問                          |
| 委 員 | 花 柳 寿 々 初 | N P O 法人長崎国際文化協会常任理事                 |
| 委 員 | 福 井 昭 史   | 長崎大学教育学部教授                           |
| 委 員 | 福 地 友 子   | 活水女子大学子ども学科講師                        |
| 委 員 | 宮 地 より子   | 香焼文化協会会長                             |
| 委 員 | 村 木 昭 一 郎 | 野母商船株式会社代表取締役社長                      |
| 委 員 | 村 里 榮     | N P O 法人長崎市美術振興会会長                   |
| 委 員 | 横 尾 福 次 郎 | 社団法人 長崎民謡舞踊連盟副理事長                    |
| 委 員 | 横 山 正 人   | 長崎総合科学大学教授                           |

平成 2 4 年 4 月 1 日現在



# アタシヨシプランド

平成28年度～平成32年度

文  
目



# 目次

|                |    |
|----------------|----|
| はじめに           | 1  |
| 自主文化事業         | 3  |
| 市民が主体となる事業への支援 | 14 |
| 情報発信           | 15 |
| 文化活動の支援        | 16 |



# はじめに

## 1 アクションプランとは？

平成14年に「市民文化活動振興プラン」(改訂版)を策定いたしました。これは理念プランであり、中期的な施策展開について具体化されていなかったことから、「市民文化活動振興プラン」(改訂版)の平成16年度から5カ年間の実行計画となるプラン(=アクションプラン)を策定いたしました。このアクションプランは市民文化活動振興プランとの整合を図りつつ、本市の文化芸術の振興を図る施策を効果的に展開していくために策定するものです。

### 市民文化活動振興プランの改訂状況

| 平成9年度  | 市民文化活動振興プラン策定 |
|--------|---------------|
| 平成14年度 | 第1次改訂         |
| 平成25年度 | 第2次改訂         |



## 2 アクションプランの計画期間

今回のアクションプランは、平成25年度に「市民文化活動振興プラン」が改訂されたこと、平成28年度から長崎市第四次総合計画の後期基本計画の計画年度（平成28年度～32年度）が始まったことを受けて、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、平成28年度から平成32年度までの新たなアクションプランを策定するものです。

## 3 アクションプランの策定方法

アクションプランは、実行計画となるプランであるため、長崎市の文化振興に関する重要事項の調査審議を行う長崎市文化振興審議会において審議し策定するものとします。

なお、個別の事業については、その都度、検証を行い、状況がプラン策定時から変化した場合には、計画を変更することがあります。



# 自主文化事業



## 自主文化事業の推進

長崎市では、市民文化活動振興プランに基づく文化振興策として、自主文化事業に取り組んできました。

長崎市では、これまでに自主文化事業を **①音楽 ②演劇・舞踊など ③伝統文化 ④美術** の4つの分野に分けて事業を展開してきました。

今回も、4つの分野ごとに、これまでの実施状況や課題などを踏まえ、**鑑賞型事業・参加創造型事業・普及啓発型事業**の3つの形態の側面も考慮しながら実行計画を立てることとします。

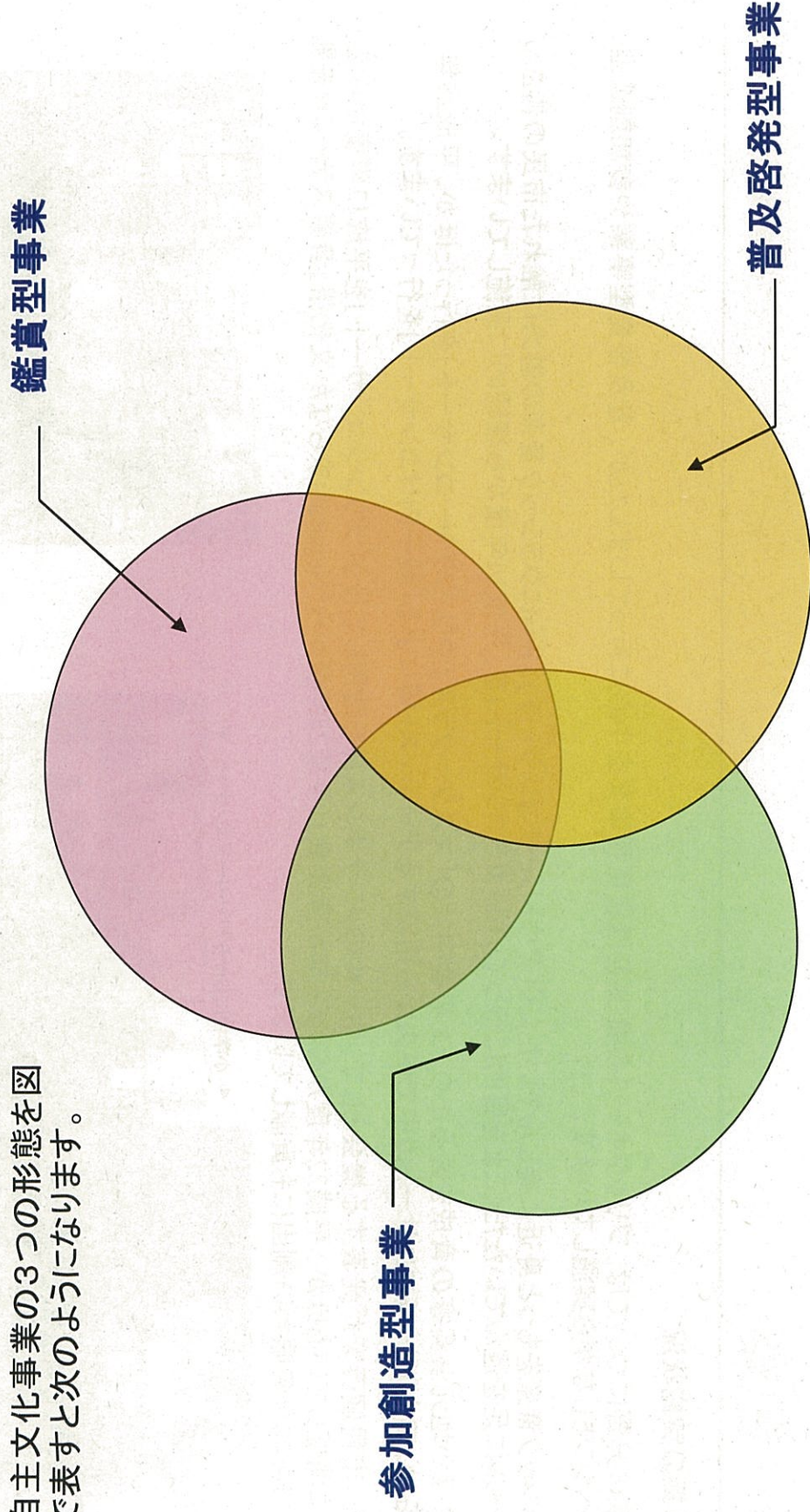
芸術文化あふれるまちの実現のため、市民が日常生活の中で気軽に芸術文化に触れ、自らも文化活動を楽しめるようになることを目指して、他都市の先進的な取り組みなどの情報収集に努めながら、引き続き自主文化事業へ取り組んでいきます。特に子どもへの芸術文化の普及においては、教育機関等と連携し、子どもの頃から芸術に親しむ環境づくりを行います。また、長崎のまちの歴史に育まれた特色ある芸術文化の振興に努めます。



## 自主文化事業の形態

自主文化事業は、大きく①鑑賞型事業 ②参加創造型事業 ③普及啓発型事業の3つの形態に分けることができますが、実際には、個々の自主文化事業は単純に一つの形態のものだけでなく、普及啓発型事業に力を入れている最近の傾向として、この3つの要素が混ざりあっているものが増えてきている傾向があります。

自主文化事業の3つの形態を図で表すと次のようになります。





# 1 音楽

## 1 事業の実施状況

音楽の分野については、ブリックホール開館当初は鑑賞型事業を中心に行っていましたが、普及啓発型事業や参加創造型事業へシフトしながら実施しています。

クラシック音楽をもっと身近に楽しんでいただく「アウトリーチコンサート」、さらにクラシック音楽の魅力に触れた市民の皆さんがホールに足を運んでいただくことを目的に行っている「ガラコンサート」を、平成14年度から継続的に実施しています。

このほか地元演奏家の育成を図るため、上級者向けの「マスタークラス」や「レクチャーコンサート」を行ったほか、平成25年度からは、アウトリーチコンサートの中で中央から招聘するアーティスト等による「親子向けコンサート」を行っています。

また、市民演奏家が発表する機会として、ホールのメンテナンス日を活用して行う「ラウンジコンサート」を平成12年度から継続的に開催しているほか、平成22年度から「まちなか音楽会」(平成28年度から「Nagasakiまちなか文化祭」音楽ステージ)を開催し、まちなかの賑わい創出にも貢献しています。



◀ 小学校におけるアウトリーチコンサート ▶



▲ まちなか音楽会(ベルナード観光通り)

## 2 成果

アウトリーチコンサートについては、身近な場所で無料で音楽が楽しめるということもあり、例年、募集枠を大きく超える応募があります。各地区のふれあいセンターなどにおいては、数年おきに開催しているところも多いですが、初めて開催するところも毎年数ヶ所あるなど、新たな層への広がりがみられます。



### 3 課題

ガラコンサートについては、平成14年度から開催されており、認知度は高まってきていると思われるものの、アウトリーチコンサートの会場等で券売を行ってもコンサートの集客へつなげにくいという現状があります。特に合併地区からの来客が少なく、ブリックホールまでの移動時間の長さなどが障害となっていると思われます。

### 4 今後の方向性

#### ①普及啓発型事業の推進

- ・アウトリーチコンサートについては例年募集枠を超える応募があるものの、ガラコンサートへの集客は十分ではないため、ガラコンサートの魅力アップに向けた内容の検討を行います。
- ・これまでの「市内全域で行うアウトリーチコンサートとブリックホールで行うガラコンサート」という組み立てを、合併地区等の比較的小さなエリアでも実施します。合併地区等のホールを会場としてコンサートを行うことで、これまでブリックホールに来場できなかった市民の皆さんが気軽に鑑賞できる機会を創出するとともに、内容についても地域住民と演奏家が協働しながら企画するなど、地域の特色を活かしたコンサートとし、より演奏家との交流を深め、音楽に触れる機会の少ない合併地区等の方々に興味を持っていただく機会を提供していきます。
- ・親子向けコンサートにより、幼児期から音楽に親しむ機会を提供するとともに、アウトリーチコンサートに邦楽をはじめとしたクラシック以外のジャンルを導入するなど、提供する音楽のバリエーションを増やし、内容の充実を図っていきます。

#### ②地元演奏家の育成

アウトリーチコンサートは、第一線で活躍するアーティストと地元オーデションにより選ばれた地元演奏家で行います。地元オーデションを2年周期で実施し、地元演奏家の比重を徐々に高めていきます。

#### ③市民の成果発表の場の創出

ラウンジコンサートやNagasakiまちなか文化祭（音楽ステージ）は、市民演奏家が日頃の練習の成果を発表する場として定着してきていることから、継続して開催し、参加する市民層の拡大を図ります。



◀ ガラコンサート



▶ ラウンジコンサート





## 2 演劇・舞踊

### 1 事業の実施状況

演劇の分野については、市民参加舞台・戯曲講座・リーディング公演を軸に事業を展開しながら、市民が自ら台本づくりなどの舞台制作に参加する機会を創出してきました。

また、長崎では上演されることが少ない小劇場タイプの演劇公演を招聘するとともに、演劇を用いた表現力育成事業として演劇アウトリーチを行うなど、子どもの頃から演劇の楽しさに触れられる機会を創出し、普及啓発を図っています。

舞踊の分野についても、市民が舞踊の楽しさを体感できる機会を創出するため、様々なジャンルのワークショップを開催しています。

### 2 成果

戯曲講座の受講者が修了後に制作した作品が、戯曲賞の最終選考にノミネートされるなど、地元演劇人の育成に寄与しているほか、市民参加舞台公演は、地元の舞台スタッフのスキルアップにもつながっています。

平成25年度に実施した大型市民参加型舞台公演「長崎なう～私たちの街から～」では、演出家が4つの街に出向いて作品作りから稽古まで行った結果、今までホールと距離があった市民も参加することができました。この作品を通してそれぞれの街の人が交流し、自分が住む街以外のことも知る機会にもなりました。

演劇アウトリーチには、毎年300人以上の市民が参加しているほか、ダンスワークショップでも、毎年定員を超える応募があり、たくさんの市民が参加することができました。



◀ 大型市民参加型舞台公演  
「長崎なう～私たちの街から～」▼



▼ダンスワークショップ



▲ 青年団による演劇公演  
「サンタクロース会議」

▼ 平田オリザ氏による演劇アウトリーチ





### 3 課題

市民参加舞台・戯曲講座・リーディング公演を軸に事業を展開しており、演劇団体や参加者に浸透している反面、参加者が固定化してしまう傾向があります。

これまでの参加者に加え、初心者でも気軽に舞台の魅力に触れられ、また、鑑賞する側にとっても気軽に鑑賞でき、それが様々な形で各々の芸術文化活動につながるような事業を展開していく必要があります。

### 4 今後の方向性

#### 【演劇】

##### ①市民参加舞台

市民に演劇の舞台公演に参加する機会を提供し、舞台芸術に係る人材育成と活動の活性化を図るため、市民参加舞台公演、演劇ワークショップ、子ども演劇体験教室を効果的に連携させながら実施していきます。

なお、これまでの課題を踏まえて、ターゲットの設定を工夫することなどにより幅広い市民の参加を促していきます。

##### ②演劇のアウトリーチ

“演劇”というツールを使って、身体の実験やゲームなどを楽しむことから始め、最終的には簡単な演劇創作体験を実施し、参加者同士のコミュニケーションや豊かな自己表現の力を育みます。

##### ③招聘公演

広い市民層が興味関心を抱けるような内容のものを選定して実施し、観劇の楽しさをより広く伝えることを目指します。

#### 【舞踊】

##### ①普及啓発型事業の実施

舞踊には様々なジャンルがあり、市民による文化活動も活発に行われていますが、自主文化事業としての取り組み実績が少なくことから、子ども向けのワークショップを中心に様々な世代に広めていけるよう、さらなる普及啓発を図っていきます。



### 3 伝統文化

#### 1 事業の実施状況

様々な分野の子ども向けワークショップを夏休みに開催し、次世代を担う子どもたちが日本の伝統文化に触れ体験することで、興味を抱く機会を創出しています。邦楽や日本舞踊については、ワークショップの成果発表の機会を市民三曲演奏会で設けるなど、習得し発表することによる達成感・充実感を感じ、より深く興味が湧くよう工夫を行っています。

また、NPO法人長崎国際文化協会との連携により、各分野から講師を招き、子どもたちが直接指導を受けられる機会をつくることで、より楽しく身近に体験できる場を提供しています。

#### 2 成果

例年多数の応募があり、参加者アンケート結果等をも、高い評価を受けています。邦楽のワークショップなどでは、「今後も続けたいので教室を紹介して欲しい」という要望もあり、体験した子どもたちには確実に伝統文化の魅力が伝わっています。



◀ ジュニア茶道体験教室



◀ ジュニア三絃体験教室



▲ ジュニアいけばな体験教室



▼ 親子着装体験教室



▼ ジュニア水墨画・民謡舞踊体験教室 ▶





### 3 課題

体験や興味を持たせるきっかけづくりとしては一定の成果があがっていますが、継続的な活動へとつないでいくための取り組みが大切です。ワークショップの内容についても、きっかけづくりという観点から、初めて伝統文化に触れる子どもたちが興味を抱きやすいものとなるよう創意工夫を行うとともに、より多くの機会を提供することが必要です。

### 4 今後の方向性

#### ①普及啓発事業の継続

子ども向けワークショップを引き続き開催します。実施にあたっては、伝統文化に触れるきっかけを作り、興味を高めたいくような事業展開に努めます。

#### ②伝統文化団体等との連携

市内の伝統文化団体及びNPO法人長崎国際文化協会等と連携を深め、日本古来の伝統文化の次世代への継承・発展を目指します。



◀ ジュニア箏体験教室



▼ ジュニア日舞体験教室



▼ ジュニア箏 & 日舞教室合同発表会



▲ 市民三曲演奏会  
体験教室での練習の成果を発表しました。

※ アクションプランにおける伝統文化とは、我が国古来の伝統的な芸能のことを指し、主なものとして茶道・華道・書道・南画・邦楽・日本舞踊・能・狂言・民謡舞踊・俳句・短歌・川柳などをいいます。



## 4 美術

### 1 事業の実施状況

美術の分野については、平成12年度から平成20年度までは「現代美術展(ima展)」を開催していましたが、もっと身近に現代アートを感じていただくため、作品を見るだけにとどまらず制作の過程にも触れられる「長崎アートプロジェクト」として、アーティスト・イン・レジデンス(芸術家滞在型創作活動)の形態を導入し実施しています。

プロの現代美術アーティストを招聘し、市内に滞在しながら制作を行ってもらい、その過程を公開することで、現代美術の魅力を発信しています。また、アーティスト滞在中は、現代美術をより身近に感じていただけるように、市民との交流イベント(トークやワークショップ)を開催するなど、アーティストと市民の交流の機会を創出しています。

平成25年度には、市内で活動している芸術家のアトリエや美術館、ギャラリー、画廊、アートショップなどの情報を掲載した「ナガサキアートマップ」を制作し設置したほか、文化振興課HPからもダウンロードできるようになっています。

また、長崎ブリックホール2Fギャラリーを、市民が個展及びグループ展等で活用できるよう、無料で貸し出しています。



▲ 長崎ブリックホール2Fギャラリー



▲ ナガサキ アートマップ





## 2 成果

作品や制作の過程、アーティスト自身に接することで、多くの市民が現代美術への親しみを持つきっかけとなりました。また、作品制作を通じて、アートを切り口とした市民の方々の交流も生まれました。

## 3 課題

効果的な開催場所の選定や周知方法について工夫しながら、今後ともより多くの市民に参加・鑑賞してもらう機会を増やしていく必要があります。

## 4 今後の方向性

### ①長崎アートプロジェクト

制作場所となる地域で、一定期間アーティストが滞在制作を行うため、地域との連携は不可欠です。地域住民や関係者の理解を十分に得ながら実施していきます。また、日常生活の中で気軽に現代美術に触れることができたり、子どもから大人まで楽しめるイベントを開催します。

### ②地元アーティストの活動支援

「ナガサキアートマップ」を定期的に更新しながら、市民への情報提供及び市内アーティストの活動の周知を図ります。



植物になった白線@ながさき(平成26年度)▶

◀ 根っこのカクレンボ@ながさき(平成25年度)



## 5 その他

### 1 分野横断型事業

#### Nagasakiまちなか文化祭

平成22年度からベルナード観光通りなど、まちなかを舞台に開催している「まちなか音楽会」を発展させ、音楽・舞踊・演劇等の様々なジャンルのステージを開催する「Nagasakiまちなか文化祭」を実施することにより、音楽のみならず、より幅広い市民の発表や鑑賞の機会、まちなかの一層の賑わいを創出します。

### 2 文化プログラムの実施

平成32年度開催の東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの実施に向け、先進都市の事例を参考にしながら、県をはじめとする様々な団体と情報共有を図り、これまで取り組んできた祭り、イベントをはじめ、平和や長崎独特の歴史文化、食などの長崎市の個性を活かした取り組みと連携を図りながら芸術文化事業を推進します。

#### ※文化プログラムとは・・・

平成32年度に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び平成31年度に開催されるラグビーワールドカップ2019の機会を活かすとともに、それ以降も多様な文化芸術活動の発展を目指し、文化庁が実施するもの。



市民が主体となる事業への支援



本市の文化の樹を大きく育てるために、市民が主体となる様々な事業と協働し、支援を行っていきます。

## 1 マダムバタフライフェスティバル

長崎が物語の舞台となっている世界的に有名なオペラ「蝶々夫人(マダム・バタフライ)」をテーマとした国際コンクールやコンサートを実施することにより、長崎の特色ある文化を内外に発信し、市民が質の高い芸術文化に触れる機会を創出するとともに、子どもから大人まで気軽に音楽や楽器に親しめる様々なイベント「たのシツクフェスティバル」を併せて開催することにより、裾野の拡大につなげる事業。

## 2 市民文化団体との共催

### (1) 市民美術展

広く市民から美術作品を公募し、本市における美術鑑賞と美術作品発表の機会を創出する事業。

### (2) 市民いけばな展

市内の各流派のいけばな団体が、合同で出瓶する機会を提供するとともに、市民が伝統文化としてのいけばなを鑑賞する場を創出する事業。

### (3) 市民演劇祭

市内の演劇団体が、日頃の活動の成果を発表する機会を提供し、各団体の活動の活性化を図るとともに、市民が演劇を鑑賞する機会を創出する事業。

### (4) 市民三曲演奏会

市内の尺八・箏(琴)・三絃(三味線)の各流派・団体が、日頃の活動の成果を発表する機会を提供し、各団体の活動の活性化を図るとともに、市民が伝統文化に触れる機会を創出する事業。

### (5) 市民音楽祭

市内の音楽団体や演奏家に、日頃の活動の成果を発表する機会を提供し、各団体の活動の活性化を図るとともに、市民が音楽を鑑賞する機会を創出する事業。







## 1 情報紙の発行

### (1) 内容の充実

市の文化事業に関する情報や市内の公共文化ホールにおけるイベント情報を掲載した「ながさき情報倶楽部Switch!」を発行しています。

関係団体からの情報収集に努め、内容の充実を図っていきます。

### (2) 配布先の拡大

現在、公共施設に限らず、カフェや店舗、金融機関などさまざまな場所に設置しています。新たにオープンした施設や店舗の情報収集に努め、配布先の拡大を図っていきます。

## 2 広報の充実

### (1) ホームページやSNSの活用

市ホームページやSNSを活用し、迅速で効果的な情報発信に努めるとともに、事業について市内外問わず多くの方々々に認知していただけるよう取り組んでいきます。

※文化振興課公式Twitter(フォロワー数973件)長崎市総合公式フェイスブック(フォロワー数3,442件)  
(平成29年2月時点)

### (2) メディアへの積極的な情報提供

市政記者や地元紙の生活文化部への積極的な情報提供を行い、情報発信への協力を求めます。

### (3) 事業担当者の意識改革

文化振興課職員も、一人ひとりが広報宣伝の担当者としての意識をもち、的確なタイミングを捉えた日常的な情報発信に努めます。







## 1 市民文化活動の支援

### (1) 市民文化活動についての情報発信

市民文化団体をデータベース化し、市内の文化施設や公民館等の窓口で登録団体の情報を一部公開しています。情報は文化振興課のホームページにも掲載し、今後とも市民の文化活動について広く周知を図り、活動を支援していきます。

### (2) 交流の場・機会の整備

市民文化団体の皆さんが集い、活動について情報交換を行ったり、市の自主文化事業の記録や芸術文化に特化したライブラリーを閲覧できるような場の整備に努めます。

平成24年度に行った「公会堂50周年記念事業」や平成27年度に行った「文化のつどい2015～未来へ～」では、多数の市民文化団体が出演し、異なるジャンルの団体が同じステージに立つなど、文化団体間の交流が活発に行われました。今後とも文化団体相互の交流促進を図れるようなイベントの企画立案を行っていきます。

### (3) 活動の助成

市民が行う芸術文化事業の費用の一部を助成する芸術文化活動助成金により、引き続き、活動の活性化を図っていきます。

## 2 ホールサポーター制度の充実

### (1) 文化事業への参画機会の拡大

本市の文化事業において、ホールサポーターの企画や意見を求めるなど、参画の機会拡大を図ります。

また、事業実施においても、ホールサポーターが楽しく活動できる役割分担を行います。

### (2) 研修の充実

ホールについての基礎知識の習得の場として、毎年1回説明会を開催します。



平成29年度 長崎市自主文化事業等の取り組み

[illegible]















平成30年度 長崎市自主文化事業等の取り組み

| 分野             | 第四次総合計画における位置づけ       |                               | 自主文化事業の形態 |       |       | 事項名・事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                             |                  | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|-----------------------|-------------------------------|-----------|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | 基本施策                  |                               | 鑑賞型       | 普及啓発型 | 参加創造型 | 自主文化事業費                                                                                                                                                                                                                                                                              |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                | 音楽の魅力発信事業費            |                               |           |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 音楽             | 【G4】芸術文化あふれる暮らしを創出します | 【G4-1】芸術文化に触れる機会を創出します        | ○         | ○     |       | 【事業目的】<br>市民生活に音楽芸術を広く浸透させるとともに、次世代の文化活動を担う人材の育成を図る。<br><br>【事業概要】<br>中央及び地元で活躍する演奏家を、学校・保育園・公民館・病院等へ派遣して行うアウトリーチコンサートや、アウトリーチコンサートに出演した演奏家が一堂に会するガラコンサート等を開催することにより、市民が身近な場所で開催に音楽を楽しむ機会を創出する。また、地元演奏家が活動できる場を設け、演奏家のスキルアップを図る。                                                     | アウトリーチ           | ○アウトリーチコンサート<br>中央及び地元で活躍する音楽家を数グループに分けて学校やふれあいセンター等に派遣する。<br>実施回数 20回（予定）                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                |                       |                               | ○         |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 親子向けコンサート        | ○親子向けコンサート（リハーサル室）<br>普段入場できない乳幼児や、親子のコミュニケーションの場を創出するため、親子向けのコンサートを開催する。<br>時期：11月予定                                                                                                                                                                                                                                          |
|                |                       |                               | ○         |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ラウンジコンサート<br>開催費 | 指定管理業務に含め、指定管理者へ委託<br>時期：7月～3月に毎月開催 計9回                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 市民参加型舞台等開催費    |                       |                               |           |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 演劇             | 【G4】芸術文化あふれる暮らしを創出します | 【G4-2】市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります。 | ○         | ○     | ○     | 【事業目的】<br>市民に演劇の台本制作や舞台公演に参加する機会を提供し、舞台芸術に係る人材育成と活動の活性化を図る。<br><br>【事業概要】<br>長崎では盛衰する機会が少なかった、著名な劇作家・演出家が手掛ける質の高い小劇場から中劇場向けの舞台芸術作品を招聘し、新たな観客の獲得につなげる。さらに、様々なワークショップを開催し、普及啓発を図る。なかでも演劇アウトリーチは、演劇をツールとして市民の豊かなコミュニケーション力の育成に寄与するものであり、参加する子どもが増えることで、将来的にもまちづくりを担う市民の人材育成にもつながるものである。 | 戯曲講座             | ○戯曲講座<br>総合演出に地元長崎の劇作家・演出家の福田修志氏（F's Company）を迎え、20周年から始まる大型市民参加舞台として、3年間企画の市民参加舞台を実施する。演劇を通して長崎の街に対して何ができるかを問いながら市民と一緒に演劇作品を作っていく。<br>1年目は公募で集まった市民と一緒に戯曲を作る。長崎の街に残したいもの、伝えたいもの、語るべきものなどを話し合いながら、そのテーマに沿った人物（市民）にインタビューを行い、伺ったお話を元に戯曲を書き下ろす。<br>日程：平成30年7月～平成31年3月<br>場所：長崎ブリックホールほか<br>講師（総合演出）：福田修志氏（演出家、劇作家、F's Company代表） |
|                |                       |                               | ○         | ○     | ○     |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | こども演劇体験教室        | ○こども演劇体験教室（リハーサル室ほか）<br>子ども達自身で、演技だけでなく、衣裳や小道具作りから稽古までを行い、最後には保護者などを招き発表会を行う演劇体験教室を開催する。<br>時期：8月18日、19日、21日～28日<br>講師：多田淳之介（東京デスロック）、浅野宇奈、荒木宏志、川内清通、田中俊亮（地元演劇人）                                                                                                                                                               |
|                |                       |                               |           | ○     |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 演劇ワークショップ        | ○演劇ワークショップ<br>これまで演劇に興味の無かった方でも参加しやすいテーマでワークショップを開催し、舞台芸術に対する興味関心を高める。<br>実施回数：2回<br>講師：多田淳之介（東京デスロック）                                                                                                                                                                                                                         |
| 舞踊             |                       |                               |           | ○     |       | 演劇による子どもたちのコミュニケーション育成のワークショップ。学校などへ出向き、授業の中で実施する。<br>実施回数：15回<br>講師：福田修志（地元演劇人）、ほかアシスタント2名                                                                                                                                                                                          | 演劇アウトリーチ         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                |                       |                               |           | ○     |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ダンスワークショップ       | さまざまなジャンルのダンスワークショップを開催する。<br>実施回数：4回<br>ジャンル：ヒップホップ、親子ダンス、クラシックバレエなど<br>講師：長崎舞踊協会へ依頼                                                                                                                                                                                                                                          |
| 長崎アートプロジェクト開催費 |                       |                               |           |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 美術             | 【G4】芸術文化あふれる暮らしを創出します | 【G4-1】芸術文化に触れる機会を創出します        | ○         |       | ○     | 【事業目的】<br>市民がアーティストとその作品及び制作過程に直接触れる機会を創出し、市民に芸術文化を身近なものとし、興味関心を高める。<br><br>【事業概要】<br>市民がアーティストが市内に一定期間滞在し、滞在期間中にワークショップや作品制作及び展覧会等を開催し、市民との芸術的な交流を実施する。                                                                                                                             | H30年度休止          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |







| 芸術文化体験教室開催費         |                               |                                   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------|-------------------------------|-----------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 伝統文化                | 【G4】<br>芸術文化あふれる<br>暮らしを創出します | 【G4-2】<br>市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります。 | ○ | <p>体験講座のジャンル</p> <p>○ジュニア系体験教室（全5回）<br/>時期：9～10月</p> <p>○ジュニア水墨画体験教室（2回）<br/>時期：夏休み期間中</p> <p>○ジュニア着奏体験教室（2回）<br/>時期：夏休み期間中</p> <p>講師：国際文化協会から派遣</p>                                                                                                                              |
| Nagasaki まちなか文化祭開催費 |                               |                                   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 分野横断                | 【G4】<br>芸術文化あふれる<br>暮らしを創出します | 【G4-1】<br>芸術文化に触れる<br>機会を創出します    | ○ | <p>【事業目的】<br/>芸術文化活動を行っている個人・団体の発表の場を創出し、「まちなか」の賑わいを演出するとともに、市民が身近に芸術文化を楽しむことができ<br/>る機会を提供する。</p> <p>【事業概要】<br/>「Nagasaki まちなか文化祭」と称し、出演者を公募し、書類審査に加え楽曲・映像審査などによる選考後、音楽・舞踊・演劇の各ジャンルの市民ス<br/>テージを開催する。</p> <p>○音楽ステージ<br/>○舞踊・ダンスステージ<br/>○まちなか劇場<br/>時期：11月中の土、日<br/>※全て入場無料</p> |
| 広報宣伝費               |                               |                                   |   | ながさき県観光振興課の作成、各事業のチラシ等印刷物の作成及びTVスポット等                                                                                                                                                                                                                                             |







| 事項名・事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                        | 内 容                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| マダムバタフライフェスティバル開催費負担金                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                        |                                                                |
| <p>【事業目的】</p> <p>演奏家や主催団体の連携により、多くの市民が音楽を楽しむ機会を創出し、芸術文化への興味関心を高めるとともに、文化団体等のネットワーク構築を図る。</p> <p>【事業概要】</p> <p>長崎市、市内文化団体、大学等で構成する実行委員会により音楽イベントを開催する。プリックホールやコウオークハートセンターなど茂里町一帯で行う音楽フェスティバルとして、子どもから高齢者まで楽しめる体験コーナー、プリックホールエントランス等でのミニステージと併せ、「マダムバタフライ」を軸としたコンサートを開催する。</p> | <p>○オペラ・クラシックコンサート</p> <p>○たのシクフェスティバル</p> <p>時期：9月23日（日）～24日（月・祝）</p> |                                                                |
| 市民文化団体共催費負担金                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                        |                                                                |
| 市内の音楽団体や演奏家に、日頃の練習の成果の発表の機会を提供するとともに、市民に音楽鑑賞の場を創出する。                                                                                                                                                                                                                          | 市民音楽祭<br>(第68回)                                                        | 日時：10月21日（日）<br>会場：長崎プリックホール大ホール                               |
| 市内の演劇団体が、日頃の活動の成果を発表する機会を提供するとともに、各団体の活動の活性化を図るほか、市民が気軽に演劇を鑑賞する場を提供する。                                                                                                                                                                                                        | 市民演劇祭<br>(第67回)                                                        | 日程：3月<br>会場：チャトセピアホール                                          |
| 市内の尺八・箏（琴）・三弦（三味線）の各流派、団体が一堂に会し、三曲の演奏会を開催することにより、活動の活性化を図る。また、各流派の日頃の活動の成果発表と市民が気軽に伝統文化に触れる機会を提供する。                                                                                                                                                                           | 市民三曲演奏会<br>(第58回)                                                      | 日時：10月28日（日）<br>会場：市民会館文化ホール                                   |
| 市内の各流派のいけばな団体が、合同で出展する機会を提供するとともに市民が伝統文化としてのいけばなを鑑賞する場を創出する。                                                                                                                                                                                                                  | 市民いけばな展<br>(第59回)                                                      | 会期：3月<br>会場：プリックホール ギャラリー、エントランスほか                             |
| 広く市民から美術作品を公募し、美術鑑賞と美術作品発表の機会を創出する。                                                                                                                                                                                                                                           | 市民美術展<br>(第67回)                                                        | 会期：前期 11月29日(木)～12月6日(木)<br>後期 12月8日(土)～12月16日(日)<br>会場：長崎県美術館 |

市民が主体となる事業への支援







# 新たな文化施設の基本構想策定について

## 1 概要

新たな文化施設の整備に向けて、平成 29 年度に関係団体等に対し、主にホールの機能面に関するヒアリングを実施し、整備すべき機能の方向性について意見を取りまとめた。

この結果を踏まえ、さらに検討を進めるため、市民文化団体等の利用者や舞台設備の専門家、ホール整備及び運営に関する有識者等から意見を聴取し、新たな文化施設の基本コンセプトや諸室の配置等の考え方を整理し、基本構想を策定する。

## 2 事業内容

### (1) 文化振興審議会の開催（開催回数 4 回、委員 15 名・臨時委員 8 名 計 23 名）

市民文化団体や学識経験者等 15 名で構成する長崎市文化振興審議会に、基本構想策定に必要な識見を持つ 8 名の臨時委員を加え審議を行う。

ア 舞台設備に関する識見を有する者

イ ホール整備に関する識見を有する者

ウ ホール運営に関する識見を有する者

エ 興行主催者

### (2) 市民文化団体等へのアンケート実施

長崎市に市民文化団体として登録している団体（268 団体）に対し、アンケート調査を実施し、基本構想（案）に対する意見を聴取する。

### (3) 先進施設視察

新たな文化施設で想定している規模（1,000～1,200 席）に類似し、機能面においても参考となる他都市先進施設の視察を行う。（広島県三次市、大分県日田市、長野県長野市・上田市）

## 3 事業費

5,152 千円

## 4 事業内訳

(1) 文化振興審議会委員報酬

(2) 旅費（文化振興審議会委員費用弁償、先進施設視察）

(3) 基本構想策定支援委託（アンケート実施含む）

(4) その他事務費（茶菓費、消耗品費）



## 5 事業実施の必要性とその効果

### (1) 必要性

様々な文化活動の発表の場、あるいは文化芸術鑑賞の場として、質が高く誰もが使いやすい新たな文化施設を整備するためには、施設の基本コンセプトや諸室の配置等の考え方を整理する基本構想策定の段階から、市民文化団体等の利用者や舞台設備の専門家、ホール整備及び運営に関する有識者等に意見を聴取する必要がある。

### (2) 効果

関係者や専門家の意見を的確にとらえた基本構想を策定することで、基本計画及び基本・実施設計、建設工事にそのコンセプトが反映され、必要な機能等を備えた施設の整備につながる。

## 6 参考

### (1) 基本構想の構成（案）

#### ア 基本コンセプト

#### イ 施設整備の考え方

##### （ア）施設整備の基本方針

##### （イ）必要な施設機能

##### （ウ）施設規模及び諸室の配置

#### ウ その他

##### （ア）基本計画策定に向けて検討が必要な課題